

正副理事長・理事会議次第

日 時 平成 28 年 4 月 14 日(木)13:00～
場 所 県社会福祉会館 1階 第3会議室

開 会

1 理事長挨拶

2 議題

- (1) 企画運営委員会組織名簿について
- (2) 平成 27 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- (3) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
- (4) 第 50 回神奈川県保育事業大会の開催について
- (5) 第 57 回関東ブロック保育研究大会について
- (6) (仮称) 神奈川県保育推進協議会の設立について
- (7) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報 全保協ニュース
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

4月企画運営委員会次第

日 時 平成28年4月14日(木)15:00～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 新企画運営委員会への辞令交付
 - (2) 平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - (3) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - (4) 第50回神奈川県保育事業大会の開催について
 - (5) 第57回関東ブロック保育研究大会について
 - (6) (仮称)神奈川県保育推進協議会の設立について
 - (7) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

○企画運営委員会歓送迎会

ホテルキャメロットジャパン地下1階「ジャクリーン」

※5月企画運営委員会(予定)

平成28年5月19日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第1会議室

平成 28 年度

一般社団法人神奈川県保育会

総 会 資 料

日 時 平成 28 年 4 月 23 日 (土)

11:10~

場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階

第 1・2 研修室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選任

5 議 事

(1) 議 案

第1号議案 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について

第2号議案 一般社団法人神奈川県保育会平成28年度予算案の修正
について

(2) 報告事項

ア 平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算につ
いて

イ 平成27年度会計監査報告について

6 質 疑

7 閉 会

【議案】第1号議案 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について

理事会推薦「理事候補者名簿」

	氏名	保育園名(市町名)	備考
1	伊澤昭治	五反田保育園(藤沢市)	再任
2	岩澤貞之	中海岸保育園(茅ヶ崎市)	再任
3	高木睦子	長岡保育園(横須賀市)	再任
4	都築顕道	山王保育園(小田原市)	再任
5	富田知敬	オレンジ(鎌倉市)	再任
6	萩原敬三	大原保育園(伊勢原市)	再任
7	藤田理恵	岡田保育園(厚木市)	再任
8	三崎たずゑ	つぼみ保育園(綾瀬市)	再任
9	宮田丈乃	長井婦人会保育園(横須賀市)	再任
10	山本昇	やまゆり保育園(秦野市)	再任
11	渡部俊賢	和順保育園(横須賀市)	再任

(氏名はアイウエ順)

理事会推薦「監事候補者名簿」

	氏名	保育園名(市町名)	備考
1	小川晃	松林保育園(茅ヶ崎市)	再任
2	中島光子	旭保育園(寒川町)	再任

(氏名はアイウエ順)

【議案】 第2号議案 一般社団法人神奈川県保育会 平成28年度予算案の修正について
平成28年度一般社団法人神奈川県保育会予算(案)一般会計
(自)平成28年4月1日～(至)平成29年3月31日

[収入の部]

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
会費	7,610,000	7,610,000	0	
会員会費	5,430,000	5,430,000	0	会員300園
相談室会費	1,680,000	1,680,000	0	
準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金	3,127,000	3,627,000	△ 500,000	
県補助金	2,577,000	2,577,000	0	事業費
県社協補助金	550,000	550,000	0	
共同募金補助金	0	500,000	△ 500,000	
事業収入	2,200,000	2,200,000	0	
諸研修会収入	1,000,000	1,000,000	0	評価、メンタルヘルス、制度、危機管理、食育等
行事収入	1,200,000	1,200,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入	1,850,000	1,850,000	0	
予対協力金収入	1,500,000	1,500,000	0	
保険会社協力収	350,000	350,000	0	AIU
雑収入	451,000	451,000	0	
雑収入	450,000	450,000	0	図書販売、全保協組織推進費等
預金利子	1,000	1,000	0	
取崩収入	0	600,000	△ 600,000	
積立金取崩収入		600,000	△ 600,000	
繰越金	950,000	650,000	300,000	
繰越金	950,000	650,000	300,000	関プロ特別会計に繰り入れ
合 計	16,188,000	16,988,000	△ 800,000	

[支出の部]

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
管理費	7,020,000	7,020,000	0	
人件費	6,450,000	6,450,000	0	給与、手当、法定福利費、アルバイト
旅 費	20,000	20,000	0	
福利厚生費	50,000	50,000	0	傷害保険(団体の管理下参加委員)
消耗品費	100,000	180,000	△ 80,000	コピー・印刷費・事務用品等
通信・運搬費	150,000	150,000	0	
慶弔費	150,000	150,000	0	
雑費	20,000	20,000	0	
手数料	80,000	0	80,000	役員登記他
総務費	870,000	870,000	0	
総会費	60,000	60,000	0	総会資料等
会議費	200,000	200,000	0	企画運営委員会・各部会・理事会等
委員会旅費	450,000	450,000	0	
連絡調整費	160,000	160,000	0	関係団体祝金等
事業費	3,580,000	3,730,000	△ 150,000	
県大会費	600,000	700,000	△ 100,000	県保育事業大会・分科会資料等
関プロ全国大会費	300,000	350,000	△ 50,000	関プロ派遣・連絡協議会等
諸行事費	1,300,000	1,300,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
相談室運営費	1,100,000	1,100,000	0	
会報発行費	180,000	180,000	0	保育かながわ86・87号
ホームページ経費	100,000	100,000	0	
研修・研究費	1,350,000	1,350,000	0	
研修費	1,300,000	1,300,000	0	メンタルヘルス、制度、危機管理、食育等
調査研究費	50,000	50,000	0	
活動費	350,000	400,000	△ 50,000	
予対活動費	300,000	350,000	△ 50,000	全保協納入等
専門委員会活動費	50,000	50,000	0	
関プロ開催準備費	0	600,000	△ 600,000	
関プロ開催準備費	0	600,000	△ 600,000	
負担金・補助	3,004,000	3,004,000	0	
全保協・関プロ	1,650,000	1,550,000	100,000	
県社協	250,000	250,000	0	
事務所使用料	54,000	54,000	0	
保育のつどい	50,000	50,000	0	
保育士会	1,000,000	1,100,000	△ 100,000	
予備費	14,000	14,000	0	
予備費	14,000	14,000	0	
合 計	16,188,000	16,988,000	△ 800,000	

[報告事項 ア]

平成 27 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告

平成 27 年度は、子ども子育て支援新制度が本格的にスタートしました。

「子ども・子育て関連 3 法」が成立した後、平成 25 年 4 月以降、国の「子ども・子育て会議」等で、子ども子育て支援新制度に係る各種基準及び内容が協議・検討され、各自治体で条例が制定され、新制度が施行されました。こうした新たな給付の仕組みの下、各会員の現場では健やかなる子どもの育ちのための取り組みが進められています。

平成 27 年度は平成 28 年度に神奈川県で開催される第 57 回関東ブロック保育研究大会に向け 5 月に大会委員会を立ち上げ準備作業を行いました。

また、全国保育協議会会長からの要請により、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の早期成立に向けた要望を関係議員に行いました。

このほか 27 年度は年間事業計画に基づき、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施、保育園利用者相談室の運営等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

[年間月別主な活動実績]

月	県保育会の実施事業	関係団体の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰選考委員会(7 日・火) ・平成 26 年度決算監査(7 日・火) ・企画運営委員会・部会(9 日・木) ・第 49 回神奈川県保育事業大会・総会(25 日・土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会(10 日・土)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(21 日・木) ・全保協会長表彰選考委員会(28 日・木) ・関東ブロック保育研究大会第 1 回大会委員会 (21 日・木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(15 日・金)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会第 2 回大会委員会 (11 日・木) ・企画運営委員会・部会(19 日・木) ・保育園利用者相談室運営委員会 (18 日・木) ・ストレスマネジメント研修(23 日・火) ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議 (26 日・木)・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック会長会議(4～5)静岡市
7	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議 (15 日・木)・ ・企画運営委員会・部会(23 日・木) ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会(2～3 日) 静岡県

	(23日・木)	
8	・予算対策協力金活動(～12月26日)	・教育・保育施設長専門講座3(17～19)
9	・子ども達の体力づくり研修(8日・火) ・第57回関東ブロック保育研究大会第1回実行委員会(17日・木) ・企画運営委員会・部会(17日・木) ・保育園利用者相談室研修会I(30日・水)	・教育・保育施設長専門講座1(1～2) ・小田原市保育事業大会(5日・土) ・関東ブロック保育事業連絡協議会(10～11日)横浜市
10	・第57回関東ブロック保育研究大会第2回実行委員会(8日・木) ・企画運営委員会・部会(8日・木) ・保育所のヒヤリ・ハット、危機管理研修会1(20日・木)	・横須賀市保育事業大会(24日) ・民間保育園大会(31)
11	・「保育かながわ」84号発行 ・保育所のヒヤリ・ハット、危機管理研修会2(24日・火)	・全国保育研究大会(11～13日)山口県
12	・企画運営委員会・部会(4日・金) ・保育の日前夜祭(4日・金) ・保育園利用者相談室運営委員会(15日火)	・神奈川県保育の日(5日・土) ・全国保育組織正副会長等会議(10～11日)
1	・関東ブロック保育研究大会第3回大会委員会(14日・木) ・第57回関東ブロック保育研究大会第3回実行委員会(14日・木) ・企画運営委員会・部会(14日・木) ・正しい脳のつくりかた研修会(26日・火)	・教育・保育施設長専門講座2(12～14)
2	・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議、 保育園利用者相談室研修会I(1日・月) ・保育所食育研修会(9・火) ・第57回関東ブロック保育研究大会第4回実行委員会(18日・木) ・理事会(18日・木) ・企画運営委員会・部会(18日・木)	

3	<ul style="list-style-type: none"> ・第 57 回関東ブロック保育研究大会第 5 回実行委員会 (8 日・火) ・理事会(8 日・火) ・企画運営委員会・部会(8 日・火) ・定時総会(8 日・火) ・「保育かながわ」85 号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(16 日・木)
---	---	---

[主要事業の実績]

1 総 会

(1) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 27 年 4 月 25 日(土)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 82、委任状出席 81、合計 163。(全会員 298、出席率 54.70%)
- ・議 題

(報告事項)

- ・平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について

(2) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 28 年 3 月 8 日(火)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 31、委任状出席 150 名、合計 181 名。(全会員 298、出席率 60.74%)
- ・議 題(議 案)
 - ・平成 28 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

2 理事会

(1) 第 1 回理事会

- ・開催日 平成 28 年 2 月 18 日(木)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
 - ・平成 28 年度事業計画及び予算(案)について
 - ・3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
 - ・第 50 回神奈川県保育事業大会について

(2) 第2回理事会

- ・開催日 平成28年3月8日(木)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題
 - ・3月定時総会の開催について
 - ・4月定時総会への提出議題等について
 - ・平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込について
 - ・4月定時総会の開催通知について
 - ・一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について
 - ・第50回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)について
 - ・神奈川県保育会利用者相談室第三者委員の選出について
 - ・神奈川県社会福祉協議会保育協議会委員の選出について

3 行事

(1) 第49回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成27年4月25日(土)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 587名
- ・内容

第1部 式典 保育事業永年勤続表彰者 63名

記念品贈呈(叙勲、厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者)6名

第2部 分科会

第1会場 配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて

- ① 配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて
～一人一人に合った支援の実践～
- ② 配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて
～ムーブメントを取り入れて～

第2会場 子どものより良い育ちに向けた関係機関とのネットワーク

- ① 子育て支援のネットワークの中での保育所の役割を発揮する
～小学校等との連携を深める～
- ② 子どものより良い育ちに向けた関係機関とのネットワーク
～一人一人の成長を連続的にとらえる

第3会場 フリーテーマ発表

- ① 望ましい発達のために
～保育士向け・地域向け手作りおもちゃ
- ② 足の発達を促す年齢別保育
～見直そう！子どもの足

③ 足育

～足を育てて元気な体をつくりましょう～

(2) 県市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

- ・開催日 平成27年7月23日(木)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン
- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、企画運営委員等 53名
- ・内容 (1)「マイナンバー制度と個人情報保護」
特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス
理事 奥津 茂樹氏
- (2)意見交換会「新制度開始に伴うアンケート調査結果について」

(3) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成27年12月4日(金)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 101名
- ・内容 県保育賞、叙勲、厚生労働大臣表彰、神奈川県民功労賞、神奈川県社会福祉関係者表彰の祝賀会(8名)
アトラクション
ソプラノ岡島 智子、メゾソプラノ草西 富貴子 ピアノ服部 信子

4 研修会

研修会については、年間実施計画に基づき実施することができましたが、法人化に伴う公益性の確保の観点から、政令指定都市保育協議会にも有料による参加の呼び掛けを行いました。

(1) ストレスマネジメント研修

- ・開催日 平成27年6月23日(火)
- ・会場 産業貿易センター地下1階B102会議室
- ・受講者 82名(うち横浜市 11名、川崎市3名 相模原市6名)
- ・研修テーマ 「管理職に求められるメンタルヘルス対策
～いきいきした保育現場のために～」
ウエルリンク(株)シニア産業カウンセラー/キャリアコンサルタント
小山 美和氏

(2) 保育所の役割(1)子どもの体力づくり研修

- ・開催日 平成27年9月8日(火)
- ・会場 神奈川県立体育センター 講義本館会議室1
実技 スポーツアリーナ
- ・受講者 78名
- ・研修テーマ 「多様な動きを経験させるための指導の工夫」

子どもの体力低下が問題になっているなか県教育委員会と連携し
子どもの体力づくりのプログラムを学ぶ

神奈川県教育委員会保健体育課指導主事 斎藤 祐介氏

神奈川県立体育センター指導主事 奥田 五成氏

(3) 保育所等のヒヤリ・ハット、危機管理研修

- ・開催日 ① 平成27年10月20日(火)
② 平成27年11月24日(火)
- ・会場 ① 小田原お堀端コンベンションホール
② 万国橋会議センター401,402 会議室
- ・受講者 ① 105名 (うち横浜市5名、相模原市3名)
② 102名 (うち横浜市21名、川崎市10名、相模原市13名)

- ・研修テーマ 「命を預かる保育者の連携～愛情をベースに子どもの命を大切に
する保育のために～」

ジャーナリスト・東京都市大学客員准教授 猪熊 弘子氏

(4) 正しい脳の育て方・こころ・体の発達研修

- ・開催日 平成28年1月26日(火)
- ・会場 藤沢商工会館 (ミナパーク) 302・303 会議室
- ・受講者 90名 (うち横浜市10名、相模原市12名)
- ・研修テーマ 「正しい脳の育て方・こころ・体の発達」について

文教大学 教授・小児科専門医 成田 奈緒子氏

(5) 保育所食育研修

- ・開催日 平成28年2月9日(火)
- ・会場 神奈川県民ホール 6階大会議室
- ・受講者 84名 (うち横浜市9名、川崎市4名)
- ・研修テーマ 「保育所における食物アレルギーへの対応」

独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター
管理栄養士 林 典子氏

5 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を、年2回(第84号、第85号)発行しました。

また、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区への迅速な伝達・情報提供を行いました。

更に、ホームページを随時更新し、総会資料や企画運営委員会資料等を迅速に掲載するなどして、当会が所有する情報を会員がいつでも閲覧できるよう利便性の向上を図りました。

「保育かながわ」の配布先 各保育所、県・市町等（700部）

6 「保育園利用者相談室」の運営

平成27年度は第三者委員5名、運営委員5名の体制で、相談の直接対応や相談室事業の企画・実施を担当する運営委員会制度を中心に次の事業を積極的に推進してきました。また、研修会においては、相談室会員以外の当保育会会員にも、有料参加の道を開いております。

- (1) 運営委員会の開催(5回開催)
- (2) 第三者委員・運営委員合同会議(2回開催)
- (3) 研修会の開催

○ 第1回研修会

- ・開催日 平成27年9月30日(水)
- ・会場 藤沢市民会館 第1展示ホール
- ・受講者 102名(会員以外の有料参加者9名を含む)
- ・研修テーマ 「かながわ福祉サービス運営適正化委員会について
～適正委員会設置の背景とその役割、過去の相談事例から、解決に当たって、事業者として誤解を受けないために、社会福祉施設としての役割～」

東洋英和女学院大学

教授 横倉 聡氏

(かながわ福祉サービス運営適正化委員会委員(委員長職務代理者))

○ 第2回研修会

- ・開催日 平成28年2月1日(月)
- ・会場 神奈川県民ホール6階大会議室
- ・受講者 80名
- ・研修テーマ 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえてその成果を発表する。

発表内容について第三者委員が指導・助言を行う。

(第三者委員 小林 育子氏、草光 純二氏、祖父江 照男氏
宮田 丈乃氏、小川 晃氏)

- (4) 会員の新規募集、会員証の発行
- (5) 会員への情報提供、参考図書配布

28年度の参考図書 「保護者とうまくいく方法—日常編・行事編・クレーム編
48のポイント」原坂一郎著

7 企画運営委員会、専門部、専門委員会の活動状況

区 分	開催回数	協 議 事 項
企画運営委員会	10回	・事業計画に基づく各種事業の企画・実施 ・新たな保育課題の協議と対応等
正副理事長・理事 会議	10回	・企画運営委員会提出議題の協議・検討 ・緊急・重要課題の協議・検討 ・新たな保育課題の協議と対応等
表彰選考委員会	2回	・県保育会理事長表彰候補者の審査・決定 ・全保協会長表彰候補者の審査・決定

専門部

区 分	開催回数	協 議 事 項
総務部	必要に応じ て開催	・各部の課題について協議・検討
予算対策部		
研修部		
広報部		
調査研究部		

専門委員会

区 分	開催回数	協 議 事 項
公立保育所専門 委員会	企画運営委 員会開催日	・地域における公立保育所の役割及び保育の質を高め る取り組みについて協議・検討を行った
民間保育所経営 問題専門委員会	必要に応じ て開催	・民間保育所の経営について意見交換の柱とし、特に 最低基準や人材の確保等について検討した。

8 第57回関東ブロック保育研究大会大会委員会・実行委員会の開催

(1) 大会委員会

- 第1回 平成27年5月21日(木)
神奈川県社会福祉会館1階第3会議室
・大会委員会の設置
- 第2回 平成27年6月11日(木)
神奈川県社会福祉会館1階第3会議室
・大会予算原案の検討
・第56回静岡大会における次期開催県挨拶について

- 第3回 平成28年1月14日(木)
ホテルキャメロットジャパン 14階
 - ・大会予算案
 - ・大会要綱案

(2) 実行委員会

- 第1回 平成27年9月17日(木)
神奈川県社会福祉会館1階第3会議室
 - ・各部会の準備状況
 - ・検討事項 基調講演の選定、アトラクションの選定

- 第2回 平成27年10月8日(木)
神奈川県社会福祉会館3階研究会議室
 - ・予算案について
 - ・各市町村への一般参加、応援職員の予算化について
- 第3回 平成28年1月14日(木)
神奈川県社会福祉会館1階第3会議室
 - ・予算案について
 - ・要綱案について
- 第4回 平成28年2月18日(木)
JTB 法人営業横浜支店会議室
 - ・要綱案について
- 第5回 平成28年3月8日(火)
神奈川県社会福祉会館1階第3会議室
 - ・要綱案について
 - ・進捗状況について

9 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに、協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただきました。

平成27年度神奈川県保育会収支決算

収入済額 16,482,932 円
 支出済額 15,235,334 円
 差引残額 1,247,598 円

2016/3/31現在

【収入の部】 (平成27年4月1日～平成28年3月31日まで) (単位:円)

項	目	予算額	収入済額	差異	摘要
会費		7,610,000	7,588,400	△ 21,600	
	会員会費	5,430,000	5,408,400	△ 21,600	会員298園
	相談室会費	1,680,000	1,680,000	0	会員168園
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		3,627,000	3,627,000	0	
	県補助金	2,577,000	2,577,000	0	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,200,000	1,978,000	△ 222,000	
	諸研修会収入	1,000,000	724,000	△ 276,000	体力作り、ヒヤリハット、食育他
	行事収入	1,200,000	1,254,000	54,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,850,000	1,784,726	△ 65,274	
	予対協力金収入	1,500,000	1,497,926	△ 2,074	
	保険会社協力収入	350,000	286,800	△ 63,200	AIU
雑収入		451,000	383,831	△ 67,169	
	雑収入	450,000	383,456	△ 66,544	大会祝金、全保協組織推進費他
	預金利子	1,000	375	△ 625	
取崩収入		600,000	600,000	0	
	積立金取崩収入	600,000	600,000	0	
繰越金		650,000	520,975	△ 129,025	
	繰越金	650,000	520,975	△ 129,025	
	合計	16,988,000	16,482,932	△ 505,068	

【支出の部】

項	目	予算額	支出済額	差異	摘要
管理費		7,020,000	6,515,843	504,157	
	人件費	6,450,000	6,229,154	220,846	給与、手当、法定福利費
	旅費	20,000	7,922	12,078	職員交通費
	福利厚生費	50,000	48,176	1,824	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	180,000	21,069	158,931	事務用品等
	通信・運搬費	150,000	123,322	26,678	
	慶弔費	150,000	66,200	83,800	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		870,000	727,729	142,271	
	総会費	60,000	49,364	10,636	総会資料等
	会議費	200,000	90,321	109,679	
	委員会旅費	450,000	396,244	53,756	
	連絡調整費	160,000	191,800	△ 31,800	関係団体諸祝金等
事業費		3,730,000	3,352,409	377,591	
	県大会費	700,000	593,731	106,269	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	396,170	△ 46,170	関プロ・全国大会派遣、連絡協議会等
	諸行事費	1,300,000	1,577,212	△ 277,212	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,100,000	586,218	513,782	
	会報発行費	180,000	108,358	71,642	保育かながわ84号
	ホームページ経費	100,000	90,720	9,280	
研修・研究費		1,350,000	914,861	435,139	
	研修費	1,300,000	912,761	387,239	体力作り、ヒヤリハット、食育他
	調査研究費	50,000	2,100	47,900	
活動費		400,000	346,182	53,818	
	予対活動費	350,000	296,512	53,488	全保協納入等
	専門委員会活動費	50,000	49,670	330	
関プロ開催準備費		600,000	422,257	177,743	
	関プロ開催準備費	600,000	422,257	177,743	
負担金・補助		3,004,000	2,956,053	47,947	
	全保協・関プロ	1,550,000	1,525,576	24,424	
	県社協	250,000	227,267	22,733	
	事務所使用料	54,000	53,210	790	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,100,000	1,100,000	0	
予備費		14,000	0	14,000	
	予備費	14,000	0	14,000	
	合計	16,988,000	15,235,334	1,752,666	

〈特別会計〉特別事業積立金 326,410円+利息60円=326,470円

一般社団法人神奈川県保育会

貸借対照表

平成28年3月31日現在

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	990,788		
ゆうちょ銀行	256,810		
流動資産合計		1,247,598	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産の部合計			1,247,598
II 負債の部			
流動負債		0	
固定負債		0	
負債の部合計			0
III 正味財産の部			1,247,598

正味財産増減計算書

2015(平成27)年4月1日から2016(平成28)年3月31日まで

科 目	金 額 (円)		
I 増加原因の部			
1 会費収入		7,588,400	
会員会費	5,408,400		
相談室会費	1,680,000		
準会員会費	500,000		
2 補助金収入		3,627,000	
県補助金	2,577,000		
県社協補助金	550,000		
共同募金補助金	500,000		
3 事業収入		1,978,000	
諸研修会収入	724,000		
行事収入	1,254,000		
4 協力金収入		1,784,726	
予対協力金収入	1,497,926		
保険会社協力収入	286,800		
5 雑収入		383,831	
雑収入	383,456		
預金利子	375		
6 取崩収入		600,000	
積立金取崩収入	600,000		
合 計			15,961,957
II 減少原因の部			
1 管理費		6,515,843	
人件費	6,229,154		
旅費	7,922		
福利厚生費	48,176		
消耗品費	21,069		
通信・運搬費	123,322		
慶弔費	66,200		
雑費	20,000		
2 総務費		727,729	
総会費	49,364		
会議費	90,321		
委員会旅費	396,244		
連絡調整費	191,800		
3 事業費		3,352,409	
県大会費	593,731		
関プロ全国大会費	396,170		
諸行事費	1,577,212		
相談室運営費	586,218		
会報発行費	108,358		
ホームページ経費	90,720		
4 研修・研究費		914,861	
研修費	912,761		
調査研究費	2,100		
5 活動費		346,182	
予対活動費	296,512		
専門委員会活動費	49,670		
6 関プロ開催準備費		422,257	
関プロ開催準備費	422,257		
6 負担金補助金		2,956,053	
全保協・関プロ	1,525,576		
県社協	227,267		
事務所使用料	53,210		
保育のつどい	50,000		
保育士会	1,100,000		
7 予備費		0	
予備費	0		
合 計			15,235,334
当期正味財産増加額			726,623
前期繰越正味財産額			520,975
期末正味財産合計額			1,247,598

監 査 意 見 書


平成 27 年度一般社団法人神奈川県保育会一般会計の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

平成 28 年 4 月 7 日

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三 様

監事 中島光子 

監事 小川晃 

社会福祉法等の一部を改正する法律案の早期成立をお願いします

- わが国が直面する少子高齢化という構造的課題に真正面から立ち向かい、誰もが活躍できる「一億総活躍」社会の実現に向けて、地域におけるセーフティネットを守る全国2万余の社会福祉法人が引き続き社会福祉の主たる担い手として力を発揮することが不可欠です。
- そのために、我われは、自らが従来から取り組んできた、社会福祉法人の公益性・非営利性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上に積極的に取り組み、その実践を通じてより社会からの信頼と支持を高めていきます。
- 今般の社会福祉法等の一部を改正する法律案は、社会からの信頼と支持を得るにふさわしい社会福祉法人が具備すべき要件、経営のあり方を再定義するものであり、社会福祉法人が地域の多様な生活課題や福祉ニーズに対応しうる基盤を確保するため、一日も早い成立をお願いいたします。

平成 28 年 3 月 1 日

参議院議員

参議院 厚生労働委員会委員長 三原 じゅん子 先生

**全国保育協議会
会長 万田 康**

**一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三**

一般社団法人神奈川県保育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
 - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
 - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
 - (1) 神奈川県保育士会
 - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 解散したとき。

3. 会費を2年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

- 2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べるができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築	融光
設立時理事	宮田	丈乃
設立時理事	相馬	宣正
設立時理事	榊居	祐三
設立時理事	萩原	敬三
設立時理事	石塚	達義
設立時理事	高木	睦子
設立時理事	大塚	哲朗
設立時理事	山本	昇
設立時理事	小磯	英次
設立時監事	小川	晃

設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 神奈川県小田原市
氏名 都築 融光
- 2 住所 神奈川県横須賀市
氏名 宮田 丈乃
- 3 住所 神奈川県中郡二宮町
氏名 相馬 宣正
- 4 住所 神奈川県鎌倉市
氏名 榊居 祐三
- 5 住所 神奈川県伊勢原市
氏名 萩原 敬三

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同 宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榊居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 21 年 11 月 6 日

設立時社員 都築 融光
同 宮田 丈乃
同 相馬 宣正
同 榊居 祐三
同 萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区

行政書士 永井 隆一

Ⅲ 一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第19条第2項の規定に基づき、役員を選任手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の資格)

第2条 理事は、原則として地区代表委員である企画運営委員会委員から選任する。

(理事の選任方法)

第3条 理事の選任方法は、理事会推薦及び企画運営委員会推薦とする。

(理事会推薦名簿の作成)

第4条 理事長は、理事会において、新任の企画運営委員会名簿の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による理事候補者名簿を作成する。但し、理事会が必要と判断した場合には、正会員の中から候補者を名簿に加えることができる。

2 前項の名簿は、理事候補者名簿として、企画運営委員会に提案して同意を得なければならない。

(企画運営委員会推薦理事候補の選任)

第5条 理事長は、企画運営委員会において、自薦又は他薦による理事候補者を募集して希望者が出た場合には、企画運営委員会に諮り、同意が得られた場合には、前条の名簿に加えるものとする。

(理事の選任)

第6条 理事会において作成した理事候補者名簿は、総会に提案して承認を得なければならない。

(理事会の組織及び理事長の選任等)

第7条 前条において承認を受けた理事は、理事会を組織し、理事の中から、理事長を互選又は投票等により選任し、総会の承認を得なければならない。

(役員名簿の作成)

第8条 前条において承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長及び事業別担当理事並びに職務代理者を指名して、役員名簿を作成し、総会に報告するものとする。

(監事の選任)

第9条 理事長は、理事会において、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による監事候補者名簿を作成し、総会に提案して承認を得なければならない。

(規程に定めのない事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 全国児童福祉主管課長会議、開催される 1
- ・ 平成 27 年度補正予算関連の実施要項、示される
～保育士修学資金貸付等制度、業務の効率化推進事業～ 2
- ・ 保育所等における保育士配置に係る特例について
～改正省令、通知、FAQが発出される～ 2
- ・ 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務
管理体制の検査について（通知）が発出
～業務管理体制の整備に関する検査についての基本的な考え方を周知～ 2
- ・ 「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用について（周知）
【事務連絡】が発出 4
- ・ 保育所保育指針改定検討（健康および安全について）
～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第3回）報告～ 5

◆全国児童福祉主管課長会議、開催される◆

2月23日(火)に、全国児童福祉主管課長会議が厚生労働省で開催されました。冒頭、厚生労働省雇用均等・児童家庭局香取局長より、新・三本の矢の第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」を受けて、今般待機児童対策についても、「子ども・子育て支援新制度」において、拡充を図っていることなどにふれて、挨拶がありました。

保育課関連では、「子ども・子育て会議」で示された平成28年度公定価格案についての説明がなされるとともに、地方単独補助で実施されていた取組を後退させることなく、地方単独事業の上乗せとして、子ども・子育て支援新制度の質の向上を実施していただくようにとの依頼も発せられました。また、保育人材の確保については、省令改正、通知等が発出されていますが、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」で示されたように保育の受け皿を50万人に拡大することに伴い、保育士を9万人確保することが求められると示されました。

以下のURLから当日資料をご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000113653.html>

◆平成 27 年度補正予算関連の実施要項、示される◆

～保育士修学資金貸付等制度、業務の効率化推進事業～

平成 28 年 2 月 3 日、平成 27 年度補正で予算化された、「保育人材確保のための取組の推進等」における「保育士修学資金貸付等制度」、「業務の効率化推進事業」の実施要綱が発出されました。

それぞれの事業については、全保協ニュースNo.15-22(平成27年12月22日)にて既報のものとなります。

詳細は別添実施要綱をご確認ください。

◆保育所等における保育士配置に係る特例について◆

～改正省令、通知、FAQが発出される～

平成 28 年 2 月 18 日、保育士等確保対策検討会のとりまとめ(平成 27 年 12 月 4 日)を踏まえた、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されました。

保育所等における保育士配置に係る特例(配置要件の弾力化)に関する検討経過及び内容については、本ニュースNo.15-20(平成 27 年 11 月 20 日)、No.15-21(平成 27 年 12 月 11 日)でお知らせしてきたところです。

今般、改正省令とともに「保育所等における保育士配置に係る特例について(通知)」が都道府県、指定都市、中核市宛に発出され改正省令の概要が示されています。また、「保育所等における保育士配置要件弾力化に係る FAQ(平成 28 年 2 月 15 日)」が併せて示されています。

別添に通知及びFAQの全文をお知らせいたしますので、ご参照ください。

なお、現在パブリックコメントにかけられている幼保連携型認定こども園における改正の取扱い等についても、公布され次第、改めて本ニュース等でお知らせいたします。

◆特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について(通知)が発出◆

～業務管理体制の整備に関する検査についての基本的な考え方を周知～

平成 28 年 2 月 15 日、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について(通知)」が、都道府県、指定都市、中核市宛に発出されました。

子ども・子育て支援法では、利用者に対する適切な教育・保育の提供が求められるだけでなく、事業の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な遵守が求められるところであり、法第 55 条において、業務管理体制の整備を行うことが義務づけられています。

今般、法第 56 条に定める業務管理体制の整備に関する検査について、基本的考え方

が取りまとめられたことから、下記の通り概要をお知らせいたします。

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について（通知）（抄）

1. （略）

2. 検査の実施方針

法第55条第2項に定める市町村長等は、検査を通じて特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認すること。

検査は、「一般検査」と「特別検査」とし、一般検査については、定期的かつ計画的に行うものとする。一般検査については、書面の提出にて行うことを基本とする。

また、特別検査については、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行うものとする。

- ① 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ② 度重なる指導によっても改善が見られないとき
- ③ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

3. 検査事項

- (1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。
- (2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。
- (3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

4. （略）

5. 留意点

- (1) 検査に当たっては、特定教育・保育提供者が、それぞれ創意工夫のもとに施設・事業を運営していることに鑑み、個々の施設等の運営努力を勘案し、形式的・画一的な対応とならないよう留意すること。
- (2) 検査の実施時期・方法等については、個々の特定教育・保育提供者の事情を踏まえて柔軟に決定すること。
また、設置者・事業者関係者の理解と自発的協力をもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。
- (3) 検査は、法に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査や、法人に対する監査等の他の指導監査と併せて実施することを基本とし、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な検査となるよう努めること。その際、例えば、検査の際に求める資料やその様式等について可能な限り都道府県内において統一化を図り、

事前に周知すること等が考えられること。

本通知の全文は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

◆「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用について（周知）【事務連絡】が発出◆

平成28年2月15日、各都道府県・指定都市・中核市宛に、「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用について（周知）【事務連絡】が発出されました。

子ども・子育て支援新制度における保育所等の優先利用の考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日）第2の7において示されています。

待機児童解消に向けて、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、保育士等の子どもを優先利用の対象とすることについて、上記通知第2の7(2)ウ⑨（その他市町村が定める事由）に該当するものとして位置づけられることが考えられることから、改めて周知されたものです。

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号）（抄）

第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

7 優先利用

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ウ「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

①～⑧（略）

⑨ その他市町村が定める事由

※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子ども利用に当たって配慮することも考えられる。

本事務連絡の全文は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

◆保育所保育指針改定検討（健康および安全について）

～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第3回）

報告～◆

2月16日、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第3回）〔委員長：汐見稔幸氏
白梅学園大学学長〕（厚生労働省）が開催され、「健康および安全」について、検討
がされました。

本会村松幹子常任協議員／全国保育士会副会長が委員として参画し、意見を述べま
した。当日の主な意見とあわせて報告します。

【村松幹子委員】（全国保育協議会常任協議員／全国保育士会副会長）

- 食育について、全国保育士会では、「食育推進ビジョン」を策定し、取り組みを進
めている。食育はイベント的なものだけでなく、子どもの成長を踏まえた保育の中
に位置づけられるべきであり、また、保護者や地域との連携についても盛り込んだ
食育計画であるべきと考える。そうしたことを保育所保育指針に明確に書き込むべ
きと考える。
- 平成28年度に、構造改革特区 評価・調査委員会において3歳未満児に対する給食
外部搬入の再評価が行われることとなっている。これに対し全国保育士会では、平
成27年度に自園調理に関する調査を行った。保育所における食育は自園調理でなけ
ればならないと読み取れる調査結果となった。今後も自園調理を堅持していきたい。
- 全国保育士会「食育推進ビジョン」を保育所保育指針の解説書に盛り込んでいただ
きたい。このビジョンの柱建てに沿って食育計画をたてれば、食育の要素が網羅さ
れることになる。ぜひご活用いただきたい。
- 保育所は子どもの命を預かる施設であり、アレルギーのある子どもへの対応が課題
となっている。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が厚生労働省より示
されているが、保育所保育指針にこのガイドラインを示し、それにより対応するこ
とを明記すべき。
- 安全への配慮が行き過ぎると子どもの活動を制約してしまうことになりかねない。
子ども自身が安全な身の処し方を学ぶことも必要ではないか。食を営む力を身につ
けることと同様に、安全に関する知識を身につけることを保育所保育指針に盛り込
むことも必要と考える。「第2章 子どもの発達」の「2 発達過程」と「第5章 健
康及び安全」とをリンクさせた記述とすべき。そのことにより、日常の保育によっ
て意図的に、子ども達の安全に対する意識を育てることを示すことにつながるの
ではないか。
- 現場では、気になる子どものことや家庭への対応について、嘱託医と連携して行っ

ている。嘱託医との連携については、より多面的に行うべきであることを、保育所保育指針に記述すべきではないか。

【他の委員の主な意見】

- 食生活は習慣であるので、現在の食事がその人の将来につながっていくという視点が重要である。長期的な視点に立脚した食生活が必要と考える。
- 食事の心配がある保護者のうち、30.0%の人が育児に心配があり、逆に食事に心配がない保護者のうち、育児に心配がある人は15.6%という調査研究結果が出ている（「幼児健康度に関する継続的比較研究」平成22年育成疾患克服等次世代育成基盤研究事業 厚生労働省）。食事の心配を解消していくことが子育て支援そのものであると捉えられる。保育所における食事に関する配慮を、家庭に伝えていくべきであることを保育所保育指針やその解説書に記述すべき。
- 食を営む力の育成に向けて、その基礎を培うことが食育の目的。食育は保育所の全職種と保護者が連携して取り組むべきことであることを明記すべき。
- 医療的ケアが必要な障害児については、保育所は保護者の同意を得て医療的なケアを行うことが必要である。また、保育所の職員間では、どのような保育を行うのかについて共有することが必要である。このように、保護者と保育所が協力して行うことを明記すべき。
- 安全面に関して、3歳以上の子どもの発達においては、リスクがあっても、その遊びに価値がある場合がある。保育所保育指針で、安全を過剰に強調しすぎると子どもの活動を制限してしまい、発達において必要な遊びを抑制してしまうことにつながりかねないため、表現に留意することが必要と考える。

また、この日は、関係団体からのヒアリングも行われ、一般社団法人日本保育保健協議会および公益社団法人日本栄養士会が意見を述べました。

なお、次回（第4回）は、平成28年3月29日（火）に開催予定です。本ニュースにて報告予定です。

厚生労働省発雇児 0203 第 3 号
平成 28 年 2 月 3 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
指 定 都 市 市 長

厚生労働事務次官

保育士修学資金の貸付け等について

保育所入所待機児童の解消策の推進等により保育の需要増加に応え、保育を必要とするすべての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するために、保育人材の確保を積極的に推進する必要がある。

今般、この対策として、保育士修学資金貸付等制度を創設することとし、別紙のとおり、「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」を定め、平成 28 年 1 月 20 日から実施することとしたので、次の事項に留意のうえ、事業の円滑な運営、実施に努められたく通知する。

本通知の施行に伴い、「保育士修学資金の貸付けについて」（平成 25 年 2 月 26 日付厚生労働省発雇児 0226 第 4 号厚生労働次官通知）は廃止するが、本通知の施行以前に保育士修学資金の貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

(別紙)

保育士修学資金貸付等制度実施要綱

第1 目的

この制度は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇い上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

第2 貸付事業の実施主体

保育士修学資金、保育補助者雇上費、保育料の一部及び再就職準備金（以下「修学資金等」という。）の貸付けは、次の（1）又は（2）のいずれかが行うものとする。

- (1) 都道府県又は指定都市（都道府県・市町村社会福祉協議会に委託して行う場合を含む。第14の1において同じ。以下「都道府県等」という。）
- (2) 都道府県等が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（都道府県知事又は指定都市市長が修学資金等の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。以下「都道府県等が適当と認める団体」という。）

第3 貸付対象

修学資金等の貸付けの対象は、以下に掲げる者とする。

(1) 保育士修学資金貸付

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

(2) 保育補助者雇上費貸付

以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者

① 新たに保育補助者の雇い上げを行う以下の施設又は事業者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者(子

ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条に規定する地域型保育給付費又は同法第 30 条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。以下ウの事業において同じ。）

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者

② 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記①のアからウの施設又は事業者であって、都道府県等が適当と認める者

(3) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週 30 時間以上の勤務を要すること。

① 未就学児をもつ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの

キ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ク 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

② 保育所等に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(4) 就職準備金貸付

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週 30 時間以上の勤務を要すること。

- ① 保育士登録後 1 年以上経過した者
- ② 以下に掲げる施設又は事業を離職後 1 年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者
 - ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法（(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する幼稚園
- ③ 保育所等に新たに勤務する者

第 4 貸付期間及び貸付額

1 貸付期間（就職準備金貸付を除く）は、以下に掲げる期間とする。

(1) 保育士修学資金貸付

養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は 2 年間を限度とする。

(2) 保育補助者雇上費貸付

保育補助者が保育所に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所に勤務を開始した日から起算して 3 年間を限度とする。

(3) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児をもつ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して 1 年間を限度とする。

2 貸付額は、以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

月額 50,000 円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として 200,000 円以内を、卒業時に就職準備金として 200,000 円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1 月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額（平成 27 年度）のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

(2) 保育補助者雇上費貸付

年額 2,953,000 円以内とする。

(3) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児の保育料の半額とし、月額 27,000 円を上限とする。

(4) 就職準備金貸付

200,000 円以内とする。なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1 回限りとする

第 5 貸付方法及び利子

1 修学資金等は、第 2 に規定する実施主体ごとに、次の (1) 又は (2) のいずれかに掲げる者と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

(1) 第 2 の (1) が実施主体である場合

都道府県知事又は指定都市市長

(2) 第 2 の (2) が実施主体である場合

都道府県等が適当と認める団体の長

2 利子は、無利子とする。

第 6 保証人

1 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、修学資金等の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

2 保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第 7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

1 都道府県知事、指定都市又は都道府県等が適当と認める団体の長（以下「都道府県知事等」という。）は、貸付契約の相手方（以下「貸付対象者」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 都道府県知事等は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

貸付対象者が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(2) 保育補助者雇上費貸付

保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。

(3) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。

3 都道府県知事等は、貸付対象者が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、貸付対象者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県等の区域（貸付けを受けた都道府県の区域内にある指定都市、貸付けを受けた指定都市の属する都道府県を含む。また、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。）内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた都道府県等外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 保育補助者雇上費貸付

- ① 保育補助者雇上費の貸付けを受けた都道府県等の区域内の保育所において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして都道府県等が認めるとき。
- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

- ① 保育料の一部の貸付けを受けた者が都道府県等の区域内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育料の一部の貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた都道府県等外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(4) 就職準備金貸付

- ① 就職準備金の貸付けを受けた者が都道府県等の区域内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた都道府県等外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第9 返還

修学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 貸付対象者又は保育補助者が修学資金等の貸付けを受けた都道府県等の

区域内において第8の(1)から(4)に規定する業務に従事しなかったとき。

- (4) 貸付対象者が貸付けを受けた都道府県等の区域内において第8の(1)、(3)又は(4)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 保育補助者雇上費の貸付対象者が、貸付けを受けた都道府県等の区域内において第8の(2)に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第10 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

保育士修学資金貸付において、都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

都道府県知事等は、修学資金等の貸付けを受けた者又は保育補助者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 修学資金等の貸付けを受けた都道府県等の区域内において第8の(1)から(4)に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第11 返還の債務の裁量免除

都道府県知事等は、修学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 貸付けを受けた都道府県の区域内において2年以上第8の(1)に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

- (4) 貸付けを受けた都道府県の区域内において1年以上第8の(2)から(4)に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

第12 延滞利子

都道府県知事等は、修学資金等の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第13 国の財政措置

国は、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる金額を都道府県等に補助するものとする。

- (1) 第2の(1)が実施主体である場合

- ① 平成28年1月19日以前に貸付けを行うもの

都道府県等が修学資金として支出する金額(平成25年度以降に入学した者を対象とした貸付金に限る。また、当該年度の前年度において返還された修学資金の額に相当する金額を除く。以下同じ。)の4分の3以内の額

- ② 平成28年1月20日以降に貸付けを行うもの

都道府県等が修学資金等として支出する金額の10分の9以内の額(保育士修学資金貸付については、平成27年度中に貸付けを行うものは、4分の3以内の額)

- (2) 第2の(2)が実施主体である場合

- ① 平成28年1月19日以前に貸付けを行うもの

都道府県等が適当と認める団体がこの事業の実施に必要な費用に対して、平成25年度以降において都道府県等が補助する金額の4分の3以内の額

- ② 平成28年1月20日以降に貸付けを行うもの

都道府県等が適当と認める団体がこの事業の実施に必要な費用の10分の9以内の額(保育士修学資金貸付については、平成27年度中に貸付けを行うものは、4分の3以内の額)

第14 会計経理

- 1 都道府県等又は都道府県等が適当と認める団体は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。

なお、都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合にあつてはこの事業に関する特別会計を設けなければならないものとする。ただし、当該団体が社会福祉法人の場合にあつては、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。

- 2 この事業を実施している間の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げるとおりとする。

- （1）第2の（1）が実施主体である場合

- ① 平成28年1月19日以前に貸付けを行うもの

各年度において貸し付ける修学資金等の額が、当該年度の前年度において返還された修学資金等の額に満たない場合、都道府県等にあつてはその満たない額の4分の3に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあつてはその満たない額に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県はその返還金の4分の3に相当する金額を国庫に返還するものとする。

- ② 平成28年1月20日以降に貸付けを行うもの

各年度において貸し付ける修学資金等の額が、当該年度の前年度において返還された修学資金等の額に満たない場合、都道府県等にあつてはその満たない額の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあつてはその満たない額に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県はその返還金の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとする。

ただし、保育士修学資金貸付については、平成27年度中に貸付けを行ったものは、返還金の4分の3に相当する金額を国庫に返還するものとする。

- （2）第2の（2）が実施主体である場合

貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。

- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げるとおりとする。

- （1）第2の（1）が実施主体である場合

- ① 平成28年1月19日以前に貸付けを行うもの

都道府県等にあつては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金の4分の3に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあつては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県は毎年度その返還金の4分の3に相当する金額を国庫に返還するものとする。

② 平成28年1月20日以降に貸付けを行うもの

都道府県等にあつては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金等の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあつては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金等に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県は毎年度その返還金の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとする。

ただし、保育士修学資金貸付については、平成27年度中に貸付けを行ったものは、返還金の4分の3に相当する金額を国庫に返還するものとする。

(2) 第2の(2)が実施主体である場合

① 平成28年1月19日以前に貸付けを行うもの

その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を都道府県等に返還し、返還を受けた都道府県等は毎年度その返還金の4分の3を国庫に返還するものとする。

② 平成28年1月20日以降に貸付けを行うもの

その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金等に相当する金額を都道府県等に返還し、返還を受けた都道府県等は毎年度その返還金の10分の9を国庫に返還するものとする。

ただし、保育士修学資金貸付については、平成27年度中に貸付けを行ったものは、返還金の4分の3に相当する金額を国庫に返還するものとする。

雇児発 0203 第 2 号
平成 28 年 2 月 3 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

保育士修学資金貸付等制度の運営について

標記については、「保育士修学資金の貸付け等について」(平成 28 年 2 月 3 日厚生労働省雇児発 0203 第 3 号)をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、この運営に当たっては、次の事項に留意のうえ、所期の目的達成のため、遺憾のないよう配慮されたい。

本通知の施行に伴い、「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 6 号雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止するが、本通知の施行以前に保育士修学資金の貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

1 貸付事業の実施主体について

保育士修学資金、保育補助者雇上費、保育料の一部及び就職準備金(以下「修学資金等」という。)の貸付事業(以下「貸付事業」という。)の実施主体は、「保育士修学資金の貸付け等について」(平成 28 年 2 月 3 日厚生労働省雇児発 0203 第 3 号)別紙「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」(以下「要綱」という。)第 2 に規定されているところであるが、次の(1)又は(2)に留意の上、取り扱われたいこと。

(1) 都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体である場合

他の人材確保事業と併せて貸付事業を実施することが効果的である場合

も考えられるので、都道府県社会福祉協議会（指定都市の場合は市町村社会福祉協議会。以下同じ。）に対してこれを委託して実施しても差し支えないこと。

(2) 都道府県又は指定都市が適当と認める団体（以下「都道府県等が適当と認める団体」という。）が実施主体である場合

① 実施主体に係る留意点

都道府県等が適当と認める団体が実施主体となる場合は、要綱第2の(2)の規定のとおり、都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が修学資金等の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限られるものであること。

また、都道府県等が適当と認める団体の選定に当たっては、他の人材確保事業と併せて貸付事業を実施することが効果的であることが考えられるので、都道府県社会福祉協議会又は都道府県社会福祉協議会の都道府県福祉人材センターにおいて実施することが望ましいこと。

なお、都道府県等が適当と認める団体については、貸金業法（昭和58年法律32号）第3条に規定する登録を受けなければならないので留意されたいこと。

② 都道府県等の役割

要綱第2の(2)に規定する「都道府県知事等が修学資金等の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合」とは、次のアからエまでに掲げる内容をいうものであること。

ア 貸付事業の実施に当たって、都道府県等が適当と認める団体に対して、貸付計画書（少なくとも貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等を盛り込むものとする。）を策定させ、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合を含む。）の内容について承認すること。

イ 都道府県等が適当と認める団体が債権管理を適切に行うことができるものとして定めた要綱第9に規定する修学資金等の返還期間、返還額又は返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）について承認すること。

ウ 都道府県等が適当と認める団体が要綱第11の(2)に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、その妥当性について承認すること。

エ その他貸付事業の実施に当たって都道府県等が適当と認める団体に対する必要な指導・助言を行うこと。

2 貸付対象者について

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 貸付対象者は、原則として、養成施設（要綱第3に規定する養成施設をいう。以下同じ。）卒業後、実施主体の都道府県等の区域（貸付けを受けた都道府県の区域内にある指定都市、貸付を受けた指定都市の属する都道府県を含む。また、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。）において要綱第8の（1）に規定する業務に従事しようとする者とする。

ただし、都道府県等の判断により、貸付対象者を当該都道府県等の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者又は当該都道府県等に住民登録はしていないが当該都道府県等の区域の養成施設に修学する場合（通信制を除く）等であって、卒業後当該都道府県等の区域において要綱第8の（1）に規定する業務に従事しようとする者に限定しても差し支えないこと。

なお、この取扱いによって、2以上の都道府県等又は都道府県等が適当と認める団体（以下「実施主体」という。）から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。

- ② 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものであること。

ただし、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算（以下「生活費加算」という。）については、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として保育士資格の取得を支援するものであるので、生活費加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、要綱第3に規定する養成施設に就学する者

イ アに準ずる経済状況にある者として、都道府県知事等が必要と認める者

（例）

前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ・ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

- ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

③ 貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。

ただし、生活保護受給世帯の者などを対象として、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合にあつては、貸付申請は貸付対象者が実施主体に直接行い、当該貸付対象者の居住地を管轄する福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)等との連携により適切に行うこと。

また、東日本大震災の被災者にあつては、学業優秀、家庭の経済状況等の要件を問わず、養成施設から被災地出身者等であることを確認の上、適切に行うこと。

なお、貸付対象者の推薦を養成施設へ求める場合にあつては、不当に特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、養成施設から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養成施設との密接な連携を図られたい。

④ 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合には、養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努めること。

⑤ 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が貸付申請時に生活保護受給世帯の者である場合の取扱いについては、以下のとおりとすること。

ア 実施主体の長は、選定に当たって次のことを確認すること。

i) ②のうち学業優秀、家庭の経済状況

(確認書類の例)

○ 学業優秀

養成施設からの推薦に替えて、

- ・ 貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書
- ・ 上記以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就労意思等

○ 家庭の経済状況

福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

ii) 貸付による自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見

イ 実施主体の長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し連絡すること。

ウ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないこと。

したがって、実施主体の長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により生活保護が廃止されていることを確認すること。

i) 貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であって、高校を卒業し、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合

ii) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、i) 以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

⑥ 生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相俟って、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、実施主体の長は、福祉事務所、保育士養成施設等の関係機関と連携を密にし、継続的な支援に努めること。

（取組例）

○ 保育士養成施設に在学中の出席状況や学業成績等の就学状況に関する定期的な確認及び支援

○ 保育士養成施設卒業後の保育関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

○ 保育関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング等

⑦ 要綱第4の2(1)に掲げる額のうち学費相当分（月額50,000円以内）を貸し付けずに、生活費加算分のみを貸し付けることはできないこと。

⑧ 要綱第8の(1)に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

(2) 保育補助者雇上費貸付

① 本貸付は、保育所における保育士の業務負担を軽減するための人材の配置等の強化が求められていることを踏まえ実施するものであることに鑑み、貸付対象者は、原則として保育補助者（要綱第1に規定する保育補助者をいう。以下同じ。）を新たに雇上げる者その他保育士の業務負担軽減を行っている者として都道府県等が適当と認める者とするものであること。

② 当該貸付を受けようとする者は、貸付申請時において、保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類（当該事由を明記した雇用契約書や誓約書等）を提出すること。

③ 保育補助者は、子育て支援員研修など保育に関する一定の研修を受講している者か、それと同等以上であると都道府県等が認める者であること。

なお、ここでいう「一定の研修」は、当該貸付を受けようとする保育所への勤務開始後、受講することとしても差し支えないこと。

- ④ 当該貸付を受けようとする者は、貸付申請時において、保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画を実施主体に提出すること。
- ⑤ 当該貸付を受けようとする者は、上記④の計画に基づき、保育士の勤務環境改善を行うこと。

(3) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

- ① 貸付対象者は、要綱第3の(3)アからクに掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者としてすること。
- ② 未就学児をもつ保育士に保育料の一部貸付を行う場合は、実施主体は都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）と連携し、当該保育士の子どもを保育所等に優先的に入所させるよう調整等を行うこと。（当該保育士の子どもが調整等によらず保育所等に入所できた場合を含む。）
- ③ 保育料の一部貸付けを受けようとする者は、貸付申請時において当該者の子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類を提出すること。

(4) 就職準備金貸付

- ① 貸付対象者は、保育士登録後1年以上経過した者かつ要綱第3の(4)の②のアからオに掲げる施設又は事業を離職後、1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない潜在保育士であって、保育所等に新たに勤務する者としてすること。
- ② 就職準備金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請時において就職準備金の用途を明示すること。

(就職準備金の用途の例)

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 など

3 貸付期間について

要綱第4の1の(1)に規定する保育士修学資金貸付の「貸付期間」は、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないこと。また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、要綱第4の2の(1)に掲げる額のうち学費

相当分（月額 50,000 円以内）の 2 年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

4 貸付金の限度について

(1) 保育士修学資金貸付

修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他 参考図書、学用品、交通費等（生活費加算分については在学中の生活費を含む。）に充当するものであるため、貸付金については、要綱第 4 の 2 の（1）に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

(2) 保育補助者雇上費貸付

保育補助者雇上費は、保育補助者の給与や諸手当のほか、福利厚生費や社会保険料の事業主負担分等に充当するものでもあるため、貸付金については、要綱第 4 の 2 の（2）に定める金額の範囲内であれば保育補助者の給与額の如何を問わず、保育補助者雇上費の貸付けを受ける者の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

(3) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

保育料の一部貸付に当たっては、貸付を受ける者の子どもの保育料に充当する場合のみ貸し付けることができるものであること。

(4) 就職準備金貸付

就職準備金は、上記 2 の（4）に掲げる用途の例を参考に、保育所等への再就職に当たって必要と考えられるものの費用に対し貸し付けることができるものであること。

5 貸付金の交付方法について

貸付金の交付は、就職準備金貸付を除き、分割又は月決めの方法によるものとする。

6 貸付契約の解除について

要綱第 7 の 1 に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

- ④ 死亡したとき。
 - ⑤ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (2) 保育補助者雇上費貸付
- ① 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として都道府県等が認めることが著しく困難であるとき。
 - ② 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるときであつて、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として都道府県等が認めることが著しく困難であるとき。
 - ③ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として都道府県等が認めることが著しく困難であるとき。
 - ④ その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付
- ① 退職したとき。
 - ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (4) 就職準備金貸付
- ① 退職したとき。
 - ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

7 返還の債務の当然免除について

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 要綱第8の(1)の①に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。
- ② 要綱第8の(1)の①に規定する「従事先施設」とは、次のアからケの施設等とする。
- ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
 - ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- ク 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの

の

- i) 法第59条の2の規定により届出をした施設
- ii) i)に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
- iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
- iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
- v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

③ 保育士登録を行った者が要綱第8の(1)の①に規定する業務に従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後1年以内に要綱第8の(1)の①に規定する職種以外の職種に採用された者については、都道府県知事等が本人の申請に基づき要綱第8の(1)の①に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、要綱第8の(1)の①及び第9の(2)に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を、「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えないこと。

④ 要綱第10の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により要綱第8の(1)の①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(2) 保育補助者雇上費貸付、未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付及び就職準備金貸付

第10の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により要綱第8の(2)の①、(3)の①及び(4)の①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

8 返還の債務の裁量免除について

(1) 要綱第11の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は要綱第6に規定する保証人へ請求を行つてもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、要綱第11の(3)及び(4)に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第8に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況

を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

- (2) 裁量免除の額は、当該都道府県等の区域内において、要綱第8に規定する業務に従事した期間を、修学資金等の貸付けを受けた期間の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

9 国庫補助対象事業について

(1) 都道府県等が実施主体である場合

この貸付事業のための国庫補助は、当該年度の貸付金総額から当該年度中における過年度の修学資金の返還金の総額に相当する金額を控除した金額を対象として行うものであること。

(2) 都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合

この貸付事業のための国庫補助は、都道府県等が適当と認める団体がこの貸付事業の実施に必要な貸付金及び貸付事務費を対象として措置するものとする。

なお、貸付事務費は、1の貸付につき毎年度4,275千円（保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合にあっては5,775千円）までの範囲で使用できることとする。

また、この貸付事業を都道府県と当該都道府県の区域内にある指定都市が、同一の団体を都道府県等が適当と認める団体とした場合であっても、都道府県等が適当と認める団体が使用できる貸付事務費は、上記の範囲内であること。

10 会計経理について

(1) 都道府県等が実施主体である場合

この貸付事業のために、特別会計を設定することは義務づけられていないが、事業の性格に鑑み、当該国庫補助対象事業の会計経理区分を明確にすること。特に、国庫補助を受けない都道府県等負担の事業を併せ実施する場合は、明瞭に区分しておくこと。

(2) 都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合

都道府県等が適当と認める団体においては、特別会計を設定してこの貸付事業の会計経理を明確にすること。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、都道府県知事等に報告しなければならないものであること。

都道府県知事等は、報告を受けた貸付事業決算書を国に報告しなければならないものとする。

11 事業の廃止について

本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると国及び都道府県等が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。なお、この場合における精算に当たっては、要綱第14の3の規定に基づき行うこと。

雇児発 0203 第 3 号

平成 28 年 2 月 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

保育所等における業務効率化推進事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育所等における業務効率化推進事業実施要綱」を定め、平成 28 年 1 月 20 日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の適切かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知願いたい。

別紙

保育所等における業務効率化推進事業実施要綱

1 趣旨

保育所等におけるICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保育所等における事故防止等の体制強化を図る。

2 実施主体

実施主体は、市町村とする。

3 事業の内容

(1) 保育所等におけるICT化の推進

① 目的

保育所等の保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務について、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に必要な費用の一部を補助することにより、保育所等における保育士の業務負担の軽減を図ることを目的とする。

② 対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の各事業（居宅訪問型保育事業を除く）とする。（いずれも私営に限る。）

③ 対象経費

本事業の対象となる費用は、対象施設における保育士の業務負担の軽減に資する機能を有した保育業務支援システムの導入のために必要な購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税とする。

なお、当該システムの導入に当たって、最低限必要となる備品等の購入等を含めても差し支えないが、この場合の費用は、当該システムのソフトウェアの購入費の半額以下とする。

④ 実施計画書について

i) 提出

(a) 対象施設は、保育業務支援システム等導入実施計画書（以下「ICT化実施計画書」という。別添様式1）及びii）に定める確認書類を実施主体に提出すること。

(b) 実施主体は、ICT化実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに対象施設に通知すること。

ii) 確認書類

ICT化実施計画書の確認に当たっては、導入に係る費用の見積書及び導入する保育業務支援システムに登載されている機能について、詳細に確認できる資料を提出させること。

実施主体は、下記⑦の内容に適合しているかどうかについて確認を行うこと。

⑤ 支払い等

i) 支払い

対象経費は、ICT化実施計画書及び確認書類に明示されている内容であって、かつ、実施主体が下記⑦の内容に適合していることが確認できた保育業務支援システム等が対象施設に導入され、当該費用を対象施設が事業者を支払った後に支払うことができる。

ii) 支払いの申請及び確認

対象施設は、保育業務支援システム等が対象施設に導入され、当該費用を対象施設が事業者を支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が3月の場合は、3月末）までに、保育業務支援システム等導入費用支給申請書（別添様式2）及び領収書、導入した当該システム等の仕様が確認できる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

また、実施主体は、導入された当該システムがICT化実施計画書提出時の内容と一致しているかどうかについて確認を行うこと。

iii) 留意事項

(a) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

(b) 対象経費を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として事業者が証明する額又は事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

(c) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

⑥ 領収書について

i) 対象経費の領収書は、事業者が対象経費について発行した領収書又は事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

ii) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

- ア 「事業者の名称」
- イ 「支払者名」
- ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
- エ 「領収額の内訳」
- オ 「領収日（又はクレジット契約日）」
- カ 「領収印」

iii) 領収書等に訂正のある場合、事業者の訂正印のないものは無効であること。

iv) 提出された領収書等については、確認後、原則として対象施設に返却すること。但し、必要に応じて対象施設了承の上で写しを取っておくこと。

⑦ その他

i) 上記③の保育業務支援システムは、保育所等の特性に応じた保育士の

業務負担軽減に資するものである必要があることから、少なくとも下記の機能は必ず搭載していなければならない。

ア 他の機能と連動した園児台帳の作成・管理機能

※ 園児台帳には、氏名・住所等の基本情報のほか、家族の連絡先、メールアドレス、身体測定、出生時記録、成長記録、既往症、かかりつけ医師、生活記録、健診と予防など、様々な情報管理が可能となっていること。

イ 園児台帳と連動した指導計画の作成機能

ウ 園児台帳や指導計画と連動した保育日誌の作成機能

ii) 保育業務支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、保育士や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなっているなど、保育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

(2) 事故防止等のためのビデオカメラの導入

① 目的

保育所等におけるビデオカメラの設置に必要な費用の一部を補助することにより、保育所等における事故防止や事故後の検証の体制強化を図ることを目的とする。

② 対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の各事業（居宅訪問型保育事業を除く）とする。（いずれも公営・私営共に対象とする。）

③ 対象経費

本事業の対象となる費用は事故予防及び事故後の検証のためのビデオカメラの設置のための購入費、リース料、保守料及び工事費とする。

④ 実施計画書について

i) 提出

(a) 対象施設は、事故防止等のためのビデオカメラ設置計画書（以下「ビデオカメラ設置計画書」という。別添様式3）及びii) に定める確認書類を実施主体に提出すること。

(b) 実施主体は、ビデオカメラ設置計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに対象施設に通知すること。

ii) 確認書類

ビデオカメラ設置計画書の確認に当たっては、上記③に係る費用の見積書を提出させること。

⑤ 支払い等

i) 支払い

対象経費は、ビデオカメラ設置計画書及び見積書に明示されているビデオカメラが対象施設に導入され、当該費用を対象施設が事業者を支払った後に支払うことができる。

ii) 支払いの申請及び確認

対象施設は、ビデオカメラが対象施設に導入され、当該費用を対象施設が事業者を支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が3月の場合は、3月末）までに、事故防止等のためのビデオカメラ設置費用支給申請書（別添様式4）及び領収書を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

iii) 留意事項

(a) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

(b) 対象経費を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として事業者が証明する額又は事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

(c) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

⑥ 領収書について

i) 対象経費の領収書は、事業者が対象経費について発行した領収書又は事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込

証明書類」という。)とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

ii) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「事業者の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

カ 「領収印」

iii) 領収書等に訂正のある場合、事業者の訂正印のないものは無効であること。

iv) 提出された領収書等については、確認後、原則として対象施設に返却すること。但し、必要に応じて対象施設了承の上で写しを取っておくこと。

⑦ その他

i) 本事業は保育所等における事故防止を目的としたものであることから、ビデオカメラは、子どもが食事・午睡を行う場所やプールなど、事故が起きやすい場所に設置すること。

ii) ビデオカメラの導入に当たり、防犯を目的としたものは本事業の対象外とする。

4 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育所等における保育士配置要件弾力化に係るFAQ

平成 28 年 2 月 15 日現在

【総論】

問		答
1	「当分の間」とは具体的にはいつまでの期間を指しているのか。	「当分の間」とは、女性の就業率の上昇等により、保育の受け皿拡大が急速に進んでいる間を指す。
2	小規模保育事業 A 型、保育所型事業所内保育事業は特例の対象となっており一方で、小規模保育事業 B 型や家庭的保育事業等が今回の特例の対象となっていないのはなぜか。	小規模保育事業 A 型及び保育所型事業所内保育事業の職員配置要件については、保育所の職員配置要件と同等相当となっているが、小規模保育事業 B 型や家庭的保育事業等については、保育所より保育士配置要件が既に緩やかであることから、今回の特例の対象とはしないものと整理した。
3	幼保連携型認定こども園や一時預かり事業、延長保育事業の職員配置要件はどのように改正を行うのか。	幼保連携型認定こども園については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文科省・厚労省令第 1 号）の改正により、また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、関係告示の改正により、保育所における保育士配置要件弾力化と同様の措置を行うこととしている（内閣府において対応）。 延長保育については、延長保育実施要綱の一部を改正し、延長保育の保育士配置要件を弾力化することとしている。 一時預かり事業については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）及び実施要綱の一部を改正し、幼稚園型一時預かり事業の職員配置要件を弾力化することとしている。 これらについては、すべて平成 28 年 4 月 1 日施行を予定している。

保育所等における保育士配置要件弾力化に係るFAQ

平成28年2月15日現在

4	今回の特例は従うべき基準か。参酌すべき基準か。	今回の特例は従うべき基準として整理している。このため、今回の特例をさらに下回る内容を定めることは許容されないが、一方で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。
5	省令は4月1日施行とのことだが、条例を6月議会で改正することは可能か。	今回の特例を条例に規定するかは各自治体の判断となっており、条例改正の要否及び改正する時期についても、各自治体の実情を踏まえて判断いただきたい。
6	「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の適用がないとした場合の第33条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。」とは何を意味しているのか。	保育士資格を有する者を、各時間帯に必要な保育士数の2/3以上配置しなければならぬことを意味している。すなわち、今回の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有しない者（看護師等、幼稚園教諭等及び都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者）の合計数が、各時間帯に必要な保育士数の1/3を超えてはならないこととしている。

保育所等における保育士配置要件弾力化に係るFAQ

平成28年2月15日現在

【各論】

①朝夕等の時間帯における保育士配置要件の特例について

問	答
7	<p>保育士等確保対策検討会取りまとめにおいては、「朝夕の時間帯」と明記されているが、省令においては規定されていないのはなぜか。</p>
8	<p>「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは具体的にはどのような者か。</p>

本特例が適用されるのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項本文の規定に基づいて算定される保育士の数が1名であるものの、同項ただし書の規定により合計2名の保育士を配置している場合である。従って、土曜日等においても、上記のような保育する児童が少数である場合は特例の対象となる。

一方、たとえ朝・夕の時間帯であっても、年齢ごとの配置基準に基づいて保育士数を算定した場合に必要な保育士数が2名以上となる場合には、今回の特例の対象とはならない。

保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年相当程度が目安）、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等が想定されるが、具体的には都道府県で定めるものとする。

保育所等における保育士配置要件弾力化に係るFAQ

平成28年2月15日現在

②幼稚園教諭等の活用に係る特例について

問	答
9 「普通免許状を有する者」には、免許の更新を行っていない者も含めるのか。	<p>教諭の免許状については、必要な更新を行っている者に限る。なお、小学校教諭等としての学校における勤務経験を有する必要はないが、少なくとも子育て支援員研修等の保育を行う上で必要な研修を受講することが望ましい。</p>
10 幼稚園教諭、小学校教諭について、保育できる児童の年齢等に制限はないのか。	<p>省令上は特段規定を設けないこととしているが、保育士等確保対策検討会取りまとめに記載があるとおおり、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳以上児を中心的に保育することが望ましい。</p> <p>また、保育に従事したことのない幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭が、保育所での業務に当たり不安を感じることはないよう、必要な研修の受講を促すなどの対応が必要である。</p>

保育所等における保育士配置要件弾力化に係るFAQ

平成28年2月15日現在

③加配人員に係る特例について

問		答
11	「保育所に係る利用定員の総数に応じておこななければならない保育士の数」とは何を意味しているのか。	改正省令における「利用定員」とは、いわゆる認可定員と同義であり、「保育所に係る利用定員の総数」に応じておこななければならない保育士の数」とは、保育所の認可に際して、認可定員に応じて算定される保育士数を意味している。
12	「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」とは何を意味しているのか。	改正省令における「開所時間」とは、8時間を原則として、施設の長が定める施設を開所して、保育を提供する時間のことであり、11時間開所する保育所等では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数」に応じて置かなければならない保育士の数」に追加して保育士を確保する必要がある。「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」は、このような場合における1日に配置される保育士の総数を意味している。
13	「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは具体的にはどのような者か。	問8と同様である。なお、本特例により保育士とみなす保育士以外の者に対しては、特に保育士資格の取得を促していくこととする。
14	年休代替職員として、今回の特例を活用することはできないことは取りまとめにも記載があるが、代休の代替職員について活用することはできないのか。(土曜日に勤務した保育士の休日を火曜日に振り替えた。その結果、火曜日については最低基準を満たせなくなってしまうのだが、本件特例を適用できるのか。)	保育士以外の者の配置可能人数については、省令上規定しているが、どのような場合に代替を認めるかについては、各自治体及び施設において柔軟に判断することが可能と考える。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に依じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準</p> <p>二 四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、</p>	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に依じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、<u>附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準</u></p> <p>二 四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、</p>

厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一〇三 (略)

四 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
イハ (略)

254

附則

(保育所の職員配置に係る特例)

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項

厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号を除き、以下同じ。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

254 (略)

附則

第九十四条 削除

の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の第十八項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の

（新設）

（新設）

（新設）

規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。

改正案	現行
<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に^{（以下）}応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基準</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p> <p>第六条 保育の需要に^{（以下）}応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、^{（以下）}当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育</p>	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に^{（以下）}応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。

第七条 前条の事情に鑑み、当分の間、第二十九条第二項又は第四十条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の第十八条第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 27 年度国家公務員給与改定に伴う対応について
～平成 27 年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の
取扱い～…………… 1
- ・第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関
するガイドライン(保育所解説版)示される…………… 2
- ・『福祉サービス第三者評価の受け方・活かし方』刊行のお知らせ…………… 3
- ・第 46 回「毎日社会福祉顕彰」を募集…………… 3

◆平成 27 年度国家公務員給与改定に伴う対応について◆

～平成 27 年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱い～

平成 28 年 3 月 15 日、内閣府から都道府県宛に「平成 27 年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等の特例に関する告示等について(周知)」事務連絡が発出されました。

本事務連絡は、平成 28 年 1 月 29 日付けで発出された「平成 27 年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る所要額調べについて(依頼)」における、「増額となる人件費の取扱いについて」及び「処遇改善等加算の取扱いについて」に記載された内容の詳細が周知されたものです。

平成 27 年度の国家公務員給与改定に応じた公定価格の取扱いについては、全保協ニュースNo.15-25 で既報の通り、公定価格のすべての項目について引き上げ率を一律に乗じる取扱い(1号の施設型給付に係る公定価格…1.49%、2・3号の施設型給付及び地域型保育給付に係る公定価格…1.29%)とされたところであり、引き上げ分の使途及び処遇改善等加算の取扱いについて以下の通りとなっておりますのでご参照ください。

○平成 27 年度補正予算による引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱い

(1) 引き上げ分の使途について

今回の公定価格単価の引上げは、幼稚園教諭・保育士等の給与が着実に改善されるよう、国家公務員給与の改定に応じて人件費相当分を増額したことによるもので

ある。各施設においては、この趣旨や各施設におけるこれまでの処遇改善等の状況を踏まえ、引上げ分を基本給や一時金等により各職員に支給するなど適切に活用する必要があること。

(2) 処遇改善等加算の取扱いについて

① 平成 27 年度における取扱い

今回の引上げ分は、年度末又は次年度当初に追加で給付が行われることとなるという事情に鑑み、平成 27 年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含ませることはせず、今回の引上げ分を含まない水準の賃金総額をベースとして「賃金改善総額」を算定すること。

② 平成 28 年度における取扱い（予定）

平成 28 年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、原則通り、平成 26 年度の国家公務員給与改定に伴う引上げ分（2.0%）に加え、今回の引上げ分（1.9%）も賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含まれることとなるため、賃金改善要件分を取得するためには、そこから 3%（平均勤続年数が 11 年以上の施設は 4%）の賃金改善を行う必要があること（詳細な取扱いについては、別途、年度末までに通知を発出する予定）。

◆ 第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン(保育所解説版)示される◆

3月1日(火)付で「保育所における第三者評価の実施について」の通知が発出されました。これまで、平成 26 年 4 月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」が全部改正され、施設及び事業所が主体的かつ継続的に質の向上に取り組めるように、全ての事業所の種別に共通する共通評価基準ガイドラインが見直されました。

保育所における第三者評価基準ガイドラインについても、全国社会福祉協議会が設置する「福祉サービスの質の向上推進委員会」(本会より森田昌伸副会長が参画)により、検討が図られ、それを踏まえた内容がまとめられ、今回の通知となったものです。

今般の改正では、保育所での評価が円滑に進むように、評価項目の整理・統合、「福祉施設・事業所」を「保育所」、「サービス」を「保育」等にする言葉の置き換えや保育所の実態(特性)を踏まえた内容の加筆・修正等が行われています。

詳細は別添通知をご確認ください。

なお、第三者評価は「規制改革実施計画」、「日本再興戦略改訂 2015」等の閣議決定により受審の数値目標等が示され、平成 27 年 4 月からは受審が努力義務とされています。また、公定価格においても受審にかかる費用の負担について一部支援されることとなっています。

会員のみなさまにおかれては、第三者評価基準の積極的な受審をお願いいたします。

◆『福祉サービス第三者評価の受け方・活かし方』 刊行のお知らせ◆

保育所における第三者評価の受審については、保育の質の向上の取り組みの一つとして重要なものです。

今般新たに通知された「第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン(保育所解説版)」の内容も含め、第三者評価受審の意義や有効に活用するための手引きとして、『福祉サービス第三者評価の受け方・活かし方』が刊行されます。是非、受審に向けてご一読いただき、ご活用ください。

別添チラシにより、ご注文いただけます。

○山崎美貴子 大方美香 岡田賢宏 他 著

○A4判/192頁

○定価 本体 1,600円(税別)

○ISBN 978-4-7935-1200-1

◆第46回「毎日社会福祉顕彰」を募集◆

この顕彰は1971(昭和46)年、毎日新聞社会事業団の60周年を記念して設定し、毎年実施しているものです。

全国の社会福祉関係者および団体のなかから、とくに優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人あるいは団体を顕彰しています。

顕彰の対象や推薦方法等については、次頁の記載事項ならびに次のURLをご参照ください。

<http://www.mainichi.co.jp/shakaijigyo/fukushikensho.html>

○ 顕彰の対象

- (1) 学術：社会福祉全般あるいは児童、老人、心身障害者などの分野について優れた研究論文・資料を作成した個人または団体。
- (2) 技術：社会福祉全般あるいは児童、老人、心身障害者などの分野で、独創的な科学技術、プロセスを導入し、効果をあげた個人または団体。
- (3) 創意：社会福祉施設の改善、整備、あるいは福祉活動についての指導、育成養護などの実務面において、独創的な発想、創意、工夫を取り入れ、業績をあげた個人または団体。
- (4) 奉仕：長年にわたって国際福祉、地域福祉または福祉施設、団体、養護を要する個人などに対し、奉仕活動を続け、将来もこれを継続して行う意志の強い個人または団体。
- (5) 勤勉：社会福祉施設等に長年(30年以上)にわたって勤続し、その使命に献身、勉励し、顕著な成績をあげた個人。
- (6) その他：新しい福祉の分野、時代のニーズに応える福祉活動をしている個人または団体。その他、上記のどの項目にも該当しないが、社会福祉の分野で顕彰に値する功績を挙げ、または貢献をした個人または団体。

- 賞 賞牌と賞金 賞金は総額300万円（ただし、1件について100万円）
- 表彰者の発表 2016年9月中旬
- 候補推薦の方法

毎日新聞各本社の社会事業団および各都道府県社会福祉協議会にある所定用紙に所要事項を記入し、資料を必要とするものは添付のうえ、5月31日までに下記あてに送付。自薦は無効。

〒100-8051東京都千代田区一ツ橋1の1の1、毎日新聞東京社会事業団
(電話 03-3213-2674)

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 15 日

各 都道府県
子どものための教育・保育給付費国庫負担金ご担当者 様

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当) 付給付担当

平成 27 年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等の特例に関する告示等について（周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「平成27年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等の特例に関する告示」（以下「特例告示」という。）が平成27年3月9日に公布されましたので、お知らせします。

また、先般、「平成 27 年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る所要額調べについて（依頼）」（平成 28 年 1 月 29 日付け事務連絡）において、平成 27 年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱いについて示していたところ、この取扱いについて問合せが寄せられましたので、同事務連絡の「増額となる人件費の取扱いについて」及び「処遇改善等加算の取扱いについて」において記載した内容の詳細についてお知らせします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市区町村への周知・助言等をお願いいたします。

記

1. 特例告示の概要

(1) 平成 27 年度における公定価格の特例（第 1 条関係）

平成 27 年度の国家公務員給与改定に応じて公定価格の特例を定める。具体的な規定方法については、自治体及び事業者の事務負担の軽減により、早期の追加支給を図る観点から、国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式に代えて、すべての平成 27 年度公定価格項目について、次に掲げる引上げ率を平成 27 年度当初の単価に一律に乗じたものを新単価とする取扱いとしている。

教育・保育等の区分	引上げ率
教育認定子ども ^{※1} が受けた特定教育・保育	100分の101.49
満3歳以上保育認定子ども ^{※2} 又は満3歳未満保育認定子ども ^{※3} が受けた特定教育・保育	100分の101.29
特別利用保育	100分の101.29
特別利用教育	100分の101.49
特定地域型保育	100分の101.29
特別利用地域型保育	100分の101.29
特定利用地域型保育	100分の101.29

※1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

※2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

※3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

(2) その他所要の規定の整備（第2条～第4条関係）

(1) の特例を規定することに伴い、月の途中における入退所、端数計算及び公立施設に関する取扱いについて定める。

(3) 施行期日・適用時期（附則関係）

公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して、(1) の特例を適用する。

2. 平成27年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱い

(1) 引上げ分の使途について

今回の公定価格単価の引上げは、幼稚園教諭・保育士等の給与が着実に改善されるよう、国家公務員給与の改定に応じて人件費相当分を増額したことによるものである。各施設においては、この趣旨や各施設におけるこれまでの処遇改善等の状況を踏まえ、引上げ分を基本給や一時金等により各職員に支給するなど適切に活用する必要があること。

(2) 処遇改善等加算の取扱いについて

① 平成27年度における取扱い

今回の引上げ分は、年度末又は次年度当初に追加で給付が行われることとなるという事情に鑑み、平成27年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含ませることはせず、今回の引上げ分を含まない水準の賃金総額をベースとして「賃金改善総額」を算定すること。

② 平成28年度における取扱い（予定）

平成28年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、原則通り、平成26年度の国家公務員給与改定に伴う引上げ分（2.0%）に加え、今回の引上げ分（1.9%）も賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含まれることとなるため、賃金改善要件分を取得するためには、そこから3%（平均勤続年数が11年以上の施設は4%）の賃金改善を行う必要があること（詳細な取扱いについては、別途、年度末までに通知を発出する予定）。

【担当】内閣府子ども・子育て本部（給付担当）
TEL 03-5253-2111（代表）内線38347

雇児発0301第3号
社援発0301第2号
平成28年3月1日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

保育所における第三者評価の実施について

福祉サービス第三者評価事業については、平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「第三者評価指針通知」という。）が全部改正され、施設及び事業所が主体的かつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準ガイドラインの見直し等がなされたところである。

一方、保育所における第三者評価事業については、平成17年5月26日付け雇児保発第0526001号、社援基発0526001号「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（以下「平成17年通知」という。）により実施しているところであるが、第三者評価指針通知が全部改正されたことを受けて、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討が行われてきたところである。

今般、同委員会での報告を踏まえて、新たに本通知を発出することとなった。

各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意いただき、都

道府県推進組織、貴管内市町村及び所管法人等の関係者に周知の上、適切な実施にご配慮願いたい。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

なお、本通知の発出に伴い、平成 17 年通知は廃止する。

記

1. 改正の背景

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 78 条第 1 項において、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められており、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、平成 31 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すこととされている。

2. 改正の概要

今般、第三者評価指針改正通知において、共通評価基準については、項目の統合や配置、文言の変更等を行い、53 項目を 45 項目に改定しているが、保育所での評価が円滑に実施されるようにするため、本来の趣旨が変わらぬよう配慮しつつ、別紙のように「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「保育所独自の内容の付加」を行い、共通評価基準及び判断基準並びに評価の着眼点、評価基準の考え方及び評価の留意点についての解説版を作成した。

共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定した。

言葉の置き換え等を行った共通評価基準ガイドライン及び共通評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添 1-1 及び別添 1-2 のとおり、また、改定後の内容評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添 2-1 及び別添 2-2 のとおり示す。

なお、地域型保育事業を行う事業所に係る第三者評価については、保育所における第三者評価に準じて行うこととする。

保育所における第三者評価共通評価基準の解説版について

※ 保育所での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、以下のように言葉の置き換え、内容の加筆・削除、保育所独自の内容の付加を行っている。

1. 言葉の置き換えについて

- ① 福祉施設・事業所 → 「保育所」
- ② 事業所 → 「保育所」
- ③ 利用者 → 「子ども」「保護者」「子どもと保護者」「こども・保護者」
(※) 評価項目の内容により書き分け
- ④ 利用者や家族 → 「保護者等」「こども・保護者」
(※) 評価項目の内容により書き分け
- ⑤ 利用者会や家族会 → 「保護者会等」
- ⑥ 高齢者や障害のある利用者 → 「保護者等」
- ⑦ (実施する)(提供する)福祉サービス(提供)(の実施) → 「保育」「保育所」
(※) 評価項目の内容により書き分け
- ⑧ サービス → 「保育」
- ⑨ 組織 → 「保育所」
- ⑩ 専門職の教育 → 「専門職の研修」
- ⑪ 福祉サービス実施計画 → 「(アセスメントに基づく)指導計画」「保育」
(※) 評価項目の内容により書き分け
- ⑫ 管理者 → 「施設長」
- ⑬ 福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等 → 「保育所等の変更」
- ⑭ 能力開発(育成) → 「職員の育成」
- ⑮ 事業 → 「保育や支援」
- ⑯ (地域)住民 → 「地域の保護者や子ども等」

2. 内容の加筆・削除、保育関係施設独自の内容の付加について

(1) 内容の加筆・削除

- a. 基準内の番号と箇所を示したあとに加筆・削除を行った部分のみを示す。
- b. アンダーラインは言葉の置き換え・加筆部分、消し線は削除部分となる。

I-1-(1)-① 評価の着眼点

(保育所)

○理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

I-1-(1)-① 趣旨・解説

○理念や基本方針は、組織保育所の福祉サービス保育に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、利用者や家族保護者等、さらには地域住民や保健所、医療機関、幼稚園・小・中学校、保育士養成施設、子育て支援団体等の関係機関にも広く周知することが必要となります。また、利用者や家族保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉サービス保育に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

I-1-(1)-① 評価の留意点

*本評価基準における「管理者」とは、福祉施設・事業所を実質的に管理・運営する責任者（施設長等）を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

I-3-(1)-① 評価の留意点

(保育所)

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

I-3-(2)-① 趣旨・解説

○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、組織の状況、子どもの育ち、利用者子ども・保護者や地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

I-3-(2)-② 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において利用者保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、調整が可能であれば、利用者や家族保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

○高齢者や障害のある利用者、乳幼児等に対しては、利用者の家族に対して説明することも配慮が必要な保護者等に対しては、ていねいに分かりやすく説明することが求められます。

I-4-(1)-① 趣旨・解説

○福祉サービス保育の質の向上は、日々の取組とともに、保育所全体の自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、福祉施設・事業所保育所が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。

(保育所)

○本評価項目における「自己評価」は、個々の保育士等が行う自己評価ではなく、保育所全体で行う自己評価を指します。

II-1-(1)-① 趣旨・解説

○「管理者」とは、福祉施設・事業所を実質的に管理・運営する責任者（施設長等）を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

II-1-(2)-② 趣旨・解説

(保育所)

○施設長は、コンピュータやネットワーク等の情報通信技術（ICT）を活用するなど、経営の改善や業務の実効性を高める取組を進めることも必要です。

II-2-(1)-① 評価の着眼点

○福祉サービス保育の提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。

II-2-(1)-① 趣旨・解説

○また、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、保育士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士等の福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格職員）である福祉人材の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

(保育所)

○また、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、臨床心理士、管理栄養士、調理師等の有資格者や幼稚園・小学校等の教員免許の所有者など、専門職の配置、確保及び活用等について具体的な計画となっていることが重要です。また、保育士資格のない職員がいる場合は、保育士資格の取得促進も重要な取組です。

II-2-(3)-② 評価の留意点

(保育所)

○専門資格には、保育士や社会福祉士など福祉に関わる国家資格、幼稚園の教員免許のみならず、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許、認定資格等を含みます。II-2-(3)-③も同様です。

II-2-(3)-③ 趣旨・解説

○必要に応じて、たとえば介護技術向上のための介護福祉士資格の取得、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

(保育所)

○必要に応じて、たとえば保育・子育て支援の質の向上のための国家資格（社会福祉士等）の取得、看護師の保育士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

II-2-(4)-① 趣旨・解説

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな利用者子ども・保護者への配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、ホームヘルパー等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師や保健師等の福祉サービス関わる専門職、学生等のインターン研修、教員養成、司法関係の教育研修、子育て支援員（見学実習）等の幅広い人材をいいます。

II-3-(1)-① 趣旨・解説

(保育所)

○保育所は、子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）について、都

道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。

II-4-(1)-① 評価の着眼点

○利用者子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。

○福祉施設・事業所保育所や利用者子どもへの理解を得るために、地域の人々と利用者子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。

○利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

II-4-(1)-① 趣旨・解説

○利用者が地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、利用者の活動範囲を広げ、QOLを高めるための大切なプロセスです。

(保育所)

○子どもが地域の人々と交流を持つことは、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てるために大切なプロセスです。

○福祉施設・事業所においては、利用者の地域活動への参加を推奨し、利用者が参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

(保育所)

○保育所では、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から、子どもが地域活動に参加するようにしていくことが求められます。

○利用者の買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の利用者子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

II-4-(1)-① 評価の留意点

○本評価基準では、利用者子どもの地域との交流を広げることが目的とした組織保育所の取組について評価します。利用者が地域へ出て行きやすいような支援子どもが社会体験を積む具体的な取組と同時に、地域に対して、事業所保育所や利用者子どもへの理解を深める

ための取組を行うことも評価の対象となります。

II-4-(2)-① 評価の着眼点

(保育所)

□家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

II-4-(2)-① 趣旨・解説

○ここで言う「必要な社会資源」とは、利用者子どもへのサービス保育の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、子育てサロン等の各種自助組織、公共職業安定所等が挙げられます。

(保育所)

○家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応では、要保護児童対策地域協議会への参画と連携、児童相談所などの関係機関との連携が重要な取組となります。

(保育所)

○障害のある子どもの保育にあたっては、地域の専門機関と連携し、適切な助言を受けながら保育を行う必要があります。

II-4-(2)-① 評価の留意点

(保育所)

○就学に向けての小学校との連携については、「A-1-(2)-⑩」で評価します。

II-4-(3)-① 評価の着眼点

□福祉施設・事業所保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ住民地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。

II-4-(3)-① 趣旨・解説

○具体的には、介護、保育、障害者（児）、介護、生活困窮者等の理解を深めるための講習会や研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等が挙げられます。

Ⅲ-1-(1)-① 評価の着眼点

(保育所)

□子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。

(保育所)

□性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。

(保育所)

□子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

Ⅲ-1-(1)-① 趣旨・解説

~~○福祉サービスの実施では、利用者の意向を尊重することは当然ですが、さらに、利用者のQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。~~

(保育所)

○保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行なわなければなりません。

(保育所)

○一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育が求められています。

~~○必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用等により、利用者の権利擁護に努めていることも重要です。~~

(保育所)

○家庭の状況に応じて、他制度の支援につなげることにより、子どもの権利擁護に努めることも重要です。

(保育所)

○保育所においては、一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、子どもが互いに尊重する心を育む取組が求められています。

(保育所)

○子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて、性差への固定的な観念等を植え付けないような配慮が必要です。

(保育所)

○保育士だけでなく、保護者も子どもの手本になる必要があることから、保護者との日常的な対話や対応に配慮するだけでなく、保護者会などの場面で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。

Ⅲ-1-(1)-② 趣旨・解説

(保育所)

○プライバシー保護には、子どものみならず保護者のプライバシー保護も含まれます。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。利用者子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、利用者子ども・保護者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護くれないことについて、その意思が尊重されなければなりません。利用者子ども・保護者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

Ⅲ-1-(1)-② 評価の留意点

○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、福祉施設・事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

(保育所)

○排泄・着替え・シャワー時等生活場面におけるプライバシー保護について、保育の質の向上のために、設備面での配慮や工夫も含めた保育所としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

Ⅲ-1-(2)-① 評価の着眼点

□見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。

Ⅲ-1-(2)-① 趣旨・解説

○ここで言う情報とは、契約締結時の重要事項説明等ではなく、複数の福祉施設・事業所の福祉サービス保育所の中から利用者が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、利用者保護者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

○福祉施設・事業所保育所の利用希望者については、個別にしていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学、体験入所、一日利用等に対応することも必要な取組です。

(保育所)

○保育所は、子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。

Ⅲ-1-(2)-① 評価の留意点

○福祉サービス保育の内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学・体験希望者への対応等、利用者保護者が情報を簡単に入手できるような取組、利用者保護者にとってわかりやすい工夫が必要です。

Ⅲ-1-(2)-② 評価の着眼点

□サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重保護者等の意向に配慮している。

□意思決定が困難な利用者への配慮特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

Ⅲ-1-(2)-② 目的

○本評価基準では、福祉サービス開始及び変更保育の開始及び保育内容の変更時に、利用者や家族保護者等にわかりやすく説明を行い、同意を得ているか評価します。

Ⅲ-1-(2)-② 趣旨・解説

○福祉サービスの開始や変更保育の開始や保育内容の変更の際には、利用者等の自己決定保

護者等の意向に十分に配慮し、福祉サービス保育の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。

○福祉サービス保育の開始や変更時における説明は、福祉サービスの利用契約が必要な福祉施設・事業所はもとより、利用契約ではない福祉施設・事業所においても、利用者等の自己決定の尊重保護者等の意向への配慮や権利擁護等の観点から必要な取組です。

○説明にあたっては、入園のしおりなど組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。また、前評価基準（Ⅲ-1-(2)-②①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

(保育所)

○子ども・子育て支援法にもとづき、保育所は、利用申込者に対し施設の目的、運営の方針、保育内容、職員の勤務体制等の施設の選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得ることが必要とされています。重要事項として記載すべき事項が、入園のしおりや保育所の紹介資料などの書類に載っており、それらの書類により利用申込者への事前の説明及びそれにもとづく同意が得られている場合には、別途作成する必要はありません。

(保育所)

○保育の開始時だけでなく、重要事項を記した文書の内容に関する変更や保護者等の就労状況による保育時間の変更、延長保育の利用等にあたっては事前の説明が必要です。

(保育所)

○また、進級時（年度替わり）や子どもの発達や生活の節目に配慮して設定した期間ごとの保育内容、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別的な対応の変更等についても、説明することが求められます。

○利用契約が必要な福祉施設・事業所においては、福祉サービス内容や料金等が具体的に記載された重要事項説明書等のを記した資料とともに、契約書は、組織と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守ると同時に、組織にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。各種モデル契約書の内容に照らして、適切な契約書を整備す

~~ることが求められています。~~

Ⅲ-1-(2)-② 評価の留意点

○利用契約ではない福祉施設・事業所における説明は、どの利用者保護者等に対しても、組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な利用者特に配慮が必要な保護者に対しては、組織保育所がどのような援助の方法をとっているかを確認します。

○評価方法は、~~訪問調査において、説明の様式・内容と状況、~~どのように同意を得たかを聴取します。また、利用者や家族保護者等への説明内容方法等が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

○~~利用契約が必要な福祉施設・事業所における説明については、重要事項説明を行い契約を締結する必要があります。その際には、利用者の意向を受けた個別の福祉サービス内容を明確にして説明し、同意を得ることが求められています。また、本人が説明を受け、契約を締結することが困難な場合には、成年後見制度等の利用を含め、適正な方法がとられているか確認します。~~

○評価方法は、訪問調査において重要事項説明や契約書等、契約に必要な書面を確認することとあわせて、~~利用者の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。~~書面での確認ができない場合は「e」評価とします。

Ⅲ-1-(2)-③ 評価の着眼点

○~~福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。~~

Ⅲ-1-(2)-③ 趣旨・解説

○地域・家庭への移行保育所等の変更にあたっては、必要に応じ、利用者や家族子どもや保護者の意向を踏まえ、他の福祉施設・事業所や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。

Ⅲ-1-(2)-③ 評価の留意点

(保育所)

○就学に向けての小学校との連携については、「A-1-(2)-⑩」で評価します。

Ⅲ-1-(3)-① 評価の着眼点

(保育所)

○日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。

○保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。

○利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。

Ⅲ-1-(3)-① 趣旨・解説

(保育所)

○子どもからの把握については、一人ひとりの子どもが、保育所で安全な環境で、安心して、意欲的に過ごすことができ、その生活についてある程度の満足感を持って過ごしているかを保育者がくみ取ることが必要となります。

(保育所)

○また、保育の視点からは、子どもが保育士等の大人に自分の意思を伝えることができるような配慮が求められます。直接的な「利用者満足」と捉えることはむずかしい点もありますが、子どもの意見が具体的に保育の改善に結びつくような取組の推進も求められています。

(保育所)

○一人ひとりの子どもにとっての快適な保育は、本来は子どもが判断することですが、保護者がどのように受け止めているかという視点から評価することも、保育の改善への重要なプロセスです。

○子どもの満足の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査の結果等については、具体的なサービス保育の改善に結びつけること、そのために組織保育所として仕組みを整備することが求められます。

○組織的に行った子どもの満足の把握や調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。

Ⅲ-1-(3)-① 評価の留意点

○福祉施設・事業所の事業種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者満足の内容は異なるので、組織保育所として利用者満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に福祉サービス保育の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

○具体的には、保育士等による子どもの満足の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査、利用者保護者への個別の聴取、利用者保護者懇談会における聴取等があります。利用者満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

Ⅲ-1-(4)-① 評価基準の考え方と評価の留意点

(保育所)

○保育所では、苦情の申出にいたる前に、送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中で、保護者等から要望や意見として保育内容や運営等の改善を求められることがあります。こうした要望や意見に対しても組織的な対応方法を定めておく必要があります。

Ⅲ-1-(4)-① 評価の留意点

(保育所)

○要望や意見への対応については、「Ⅲ-1-(4)-③」で評価します。

Ⅲ-1-(4)-③ 趣旨・解説

(保育所)

○保育所では、送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中でも、保護者等から保育内容や運営等の改善について、要望や意見が寄せられます。このような要望や意見をしっかりと受け止め、保育所として組織的かつ迅速な対応を行うための仕組みが必要です。

Ⅲ-1-(5)-① 趣旨・解説

○福祉サービスの提供保育に関わる設備・機器設備、遊具や備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に利用者子どもの安心・安全に配慮した福祉サービ

ス保育の前提として重要です。その際、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める必要があります。

○また、外部からの侵入者への対応や食中毒の発生等についても、福祉施設・事業所保育所の特性に応じて検討・対応します。

Ⅲ-1-(5)-② 評価の着眼点

(保育所)

□保護者への情報提供が適切になされている。

Ⅲ-1-(5)-② 趣旨・解説

○対応マニュアル等については、厚生労働省の『保育所における感染症対策ガイドライン』や保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

(保育所)

○感染症の対応は、予防及び発症時に感染を広げないための対策について保護者への周知が重要となります。感染症発症時の保護者への周知については、子どものプライバシーに配慮することが必要です。

Ⅲ-1-(5)-③ 趣旨・解説

○訪問・通所による福祉サービスを提供する福祉施設・事業所保育所では、災害発生時の安否確認について、他の福祉施設・事業所や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所福祉施設・事業所については、利用者や家族保護者等と話し合う、家族への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

Ⅲ-2-(1)-① 評価の着眼点

(保育所)

□標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

Ⅲ-2-(1)-① 趣旨・解説

○福祉施設・事業所保育所における福祉サービス保育の提供・実践は、利用者の特性や必要とする支援子ども一人ひとりの発達や状況等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に提供・実践すべき内容の組合せです。

○標準化とは、各福祉施設・事業所保育所における利用者の特性子ども一人ひとりの発達や状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による福祉サービス保育の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの利用者子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。

○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術保育・支援に関するものだけでなく、福祉サービス保育の実施時の留意点や利用者子ども・保護者のプライバシーへの配慮、設備等の福祉施設・事業所保育所の環境に応じた業務手順等も含まれ、実施する福祉サービス保育全般にわたって定められていることが求められます。

Ⅲ-2-(1)-① 評価の留意点

(保育所)

○標準的な実施方法を文書化したものとは、各保育所で作成した保育の手引書、手順書、マニュアル等で、保育所により名称が異なります。「(2)趣旨・解説」に記載の通り、保育の一定の水準、内容を常に実現することを目指すために保育の実施方法を明文化したものです。

Ⅲ-2-(2)-① 評価の着眼点

□部門を横断したさまざまな職種の関係職員、(種別によっては組織必要に応じて保育所以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。

(保育所)

□保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。

□福祉サービス実施計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。

(保育所)

□子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。

□計画の策定にあたり、福祉サービス実施計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員、(種別によっては組織必要に応じて保育所以外の関係者も)が参加しての合議、利用者保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。

□福祉サービス実施計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。

(保育所)

□指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。

Ⅲ-2-(2)-① 趣旨・解説

○利用者の特性や状態、必要な支援等の内容に応じた福祉サービスの提供において、利用者ニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「福祉サービス実施計画」、つまり個別的な福祉サービス実施計画(利用者一人ひとりについてニーズと具体的なサービス内容等が記載された個別計画)が必要です。

(保育所)

○子ども一人ひとりの発達や状況に応じた保育の提供において、子ども・保護者のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく指導計画が必要です。

(保育所)

○保育所では、保育所保育指針等をふまえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成します。指導計画は、保育課程にもとづき、子どもの発達や状況に応じ作成します。

(保育所)

○保育所においては、3歳未満児と障害のある子どもについて、個別の指導計画の作成が義務づけられています。しかし、一人ひとりの子どもの発達を保障していくためには、3歳以上児も含めたすべての子どもに対して、クラス等の指導計画とあわせて、個別の指導計画を作成することが望まれます。

○福祉サービス実施計画指導計画の策定にあたっては、福祉施設・事業所保育所での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、福祉サービス実施計画指導計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。

【計画策定の責任者】

○福祉サービス実施計画策定の責任者については、必ずしもサービス実施計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して福祉サービス実施計画の内容の決定までを統括する、また家族への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。

(保育所)

○指導計画策定の責任者については、必ずしも指導計画を直接作成する者を意味していません。策定にあたっては、職員の適切な役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを統括すること等が責任者に求められる役割です。

【アセスメント】

○アセスメントは、利用子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、利用者子どもと保護者にどのようなサービス保育実施上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。利用者子どもと保護者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、福祉サービス実施計画指導計画を作成する基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズを組織保育所が定めた手順と様式によって把握する必要があります。

【指導計画の策定】

○福祉サービス実施計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっては、QOLを含め、総合的な視点から利用者のより良い状態を検討する必要があります。

(保育所)

○一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の保育課程に基づき、指導計画を作成すること必要です。

(保育所)

○個別の指導計画とクラス等の指導計画は、双方に関連性をもって作成される必要があります。

Ⅲ-2-(2)-① 評価の留意点

- 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の策定が、法令上求められる福祉施設・事業所については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、利用者子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく福祉サービス保育の提供がなされているか、福祉サービス保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

 - アセスメント結果を福祉サービス実施計画が指導計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を福祉サービス実施計画指導計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策保育・支援の内容を福祉サービス実施計画指導計画に反映しているか等を記録等から判断します。

 - 利用者子ども・保護者の意向の反映については、サービス実施計画個別の指導計画等に利用者子ども・保護者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。3歳以上児について個別の指導計画が策定されていない場合には、子ども・保護者等の意向が書面に記載され、指導計画に反映されているかを確認します。

 - 評価方法は、訪問調査において、福祉サービス実施計画指導計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、利用者子ども数名分の福祉サービス実施計画指導計画、及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。

 - 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「○」評価とします。福祉サービス実施計画の策定が法令上求められる福祉施設・事業所については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。
- (保育所)
- 保育所においては、3歳未満児と障害のある子どもについては、個別の指導計画の作成が義務づけられていますので、個別の指導計画が作成されていないことは想定していませんが、作成していない場合は「○」評価とします。

(保育所)

○3歳以上児については、一人ひとりの子どものアセスメントにもとづく指導計画の策定について評価します。

(保育所)

○保育課程の編成については、「A-1-(1)-①」で評価します。

Ⅲ-2-(2)-② 評価の着眼点

福祉サービス実施計画指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容（ニーズ）子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、福祉サービス保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

(保育所)

評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

Ⅲ-2-(2)-② 趣旨・解説

福祉サービス実施計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる福祉施設・事業所はもとより、それ以外の福祉施設・事業所についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容（ニーズ）子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況など、福祉サービス保育の質の向上に関わる課題等が明確にされて、福祉サービス保育の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

Ⅲ-2-(2)-② 評価の留意点

福祉サービス実施計画指導計画の見直しでは、目標・ねらいそのものの妥当性や、具体的な保育・支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する利用者保護者の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。

定期的な評価結果に基づいて、必要があればサービス実施計画の内容を変更指導計画の作成にその内容を反映しているかどうかを、記録等と実施計画指導計画等の書面によって評価します。

福祉サービス実施計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる福祉施設・事業所については、取り組みがなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3)-① 評価の着眼点

利用者子どもの身体発達状況や生活状況等を、組織保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。

情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。

パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

Ⅲ-2-(3)-① 趣旨・解説

○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、利用者子どもの状態の変化や福祉サービス内容の不具合子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

Ⅲ-2-(3)-① 評価の留意点

○引継ぎや送り、閲覧等は当然に行われていることとして捉え、組織保育所の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。

2016年3月発行予定!

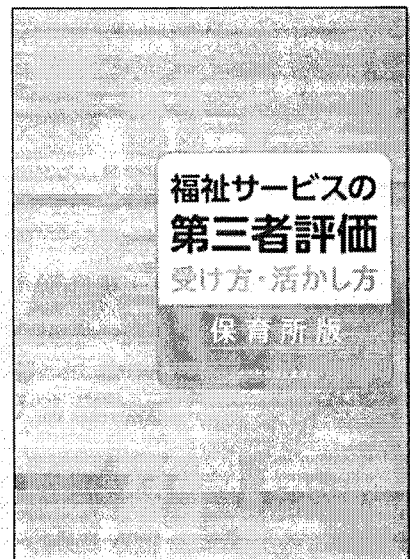
福祉サービスの 第三者評価 受け方・活かし方 【保育所版】

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(保育所版)」の改定を踏まえ、ガイドラインの内容について解説するとともに、受審に向けての準備・体制づくり、自己評価の実施、第三者評価の活用方法等、保育の質の向上に第三者評価を活かすための手引きとして作成

- 山崎美貴子 大方美香 岡田賢宏 他 著
- A4判/192頁/2016年3月発行予定
- 定価 本体 1,600円(税別)

質の高い保育実践の展開と
保育所経営の透明化をすすめるために

第二次安倍内閣が掲げる「日本再興戦略 改訂 2015」では、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われていることを目指すとされるなど、第三者評価を活用した保育の質の向上が求められています。本書は、保育所の役職員の第三者評価への理解を深め、第三者評価を有効に活用するための手引書として刊行しました。子どもと保護者、地域の信頼にこたえる質の高い保育実践の展開と保育所経営の透明化をすすめるためにぜひ本書をご活用ください。



●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の情報・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030166	福祉サービスの第三者評価受け方・活かし方【保育所版】	冊数	冊
----------	----------------------------	----	---

送付・請求先	ご住所	〒 _____	◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。 ◎図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。 1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス ◎最寄の書店からのご注文の場合は荷造・送料は無料です (お届けまでの期間は各書店にご確認ください)。
	フリガナ お名前	_____	
	電話番号	(_____) _____	

●ご記入の個人情報、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について…………… 1
- ・ 平成 27 年 4 月の保育園等の待機児童数とその後（平成 27 年 10 月時点）
の状況について…………… 3
- ・ 第 2 回「待機児童問題等緊急対策特命チーム」開催
～緊急対策とりまとめに向けてヒアリングが実施される～…………… 4
- ・ 春の全国交通安全運動が 4 月 6 日より始まります
～子どもに対する交通安全教育の推進を～…………… 5

◆待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について◆

平成 28 年 3 月 28 日、厚生労働省は待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめ、公表しました。

本取組は緊急的なものであり、平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数が 50 名以上いる 114 市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的取り組んでいる市区町村を対象に講じる措置で、大きくは以下の 5 本の柱からなっています。

- | |
|---|
| <p>I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厚生労働大臣と市区町村との緊急対策会議等 2 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中) 3 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中) 4 「保活」の実態を調査 5 保育コンシェルジュの設置促進 <p>II 規制の弾力化・人材確保等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置や面積基準について、国の定める基準を上回る基準を設定している市区町村において、国の基準を上回る部分を活用して、一人でも多くの児童を受け入れるよう、市区町村に対して要請する。 2 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援 |
|---|

・自治体が単独事業として支援する認可外保育施設が、認可保育園等への移行計画を作成した場合に運営費を補助。

※現行の認可化移行運営費支援事業の補助要件である認可化移行期限（5年間）を緩和

3 認可基準を満たす施設の積極的認可

4 小規模保育園等の卒園児の円滑移行

・例外として認められている3歳児以降の継続入園をしやすくすることも考慮し、19人以下で定員設定されている小規模保育事業について、定員弾力化により、19人を超えた受入れの拡大（22人まで）を推進する。

（人員基準や面積基準は満たすことが必要）

5 幼稚園の預かり保育への支援強化

6 定員超過入園の柔軟な実施

・2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

7 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

・保育士の勤務環境改善等に資するため、近隣の保育園等が連携し、1か所の保育園等で共同保育することが、公定価格の減額なく可能であることを明確化する。

8 保育人材の資質向上・キャリアアップのため、以下の研修を推進

・保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修

・新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修

・保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修

・保育園等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

9 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

10 保育補助者雇い上げ支援等の推進

11 短時間正社員制度の推進等

12 保育士の子どもの優先入園

13 保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

Ⅲ 受け皿確保のための施設整備促進

1 施設整備費支援の拡充

① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

② 小学校の空き教室等の活用

③ 公園などの都市施設等を活用した保育園等の設置促進

2 改修支援等の拡充

① 地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用した一時預かりの推進など

② 改修費支援の拡充

Ⅳ 既存事業の拡充・強化

1 保育コンシェルジュの設置促進

2 緊急的な一時預かり事業等の実施

- ・待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業（地域密着型、訪問型を含む）を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスを提供する。

3 広域的保育所等利用事業の促進

- ・隣接する市区町村のどちらかに空いている保育園等がある場合、市区町村の圏域を越えて保育園等の利用調整が可能な場合、送迎バスを活用し市区町村の圏域を越えて保育園等の広域利用を支援する。

4 地域の中での円滑な整備促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

1 企業主導型保育事業の積極的展開

企業主導型保育事業（事業所内保育を主軸とした新規の保育事業）の積極的活用を図る。その際、

- ・多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
 - ・市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
 - ・地域枠も自由に設定できること
 - ・認可の小規模保育事業等に準じる運営費や施設整備費の支援が行われること
- など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を積極的に図る。
（企業、地域の経済団体、大学等への周知、働きかけ）

2 マッチング機能の強化

- ・複数の企業で共同利用し合う形態を促進するため、企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能を強化するためのコーディネーターを配置する。

3 あわせて事業所内保育園の空き定員も有効活用

4 企業主導型保育事業のための保育人材確保

- ・必要な人材研修（子育て支援員等）を積極的に実施する。

詳細は別添資料をご確認ください。

◆平成 27 年 4 月の保育園等の待機児童数とその後（平成 27 年 10 月時点）の状況について◆

平成 28 年 3 月 28 日、厚生労働省は、平成 27 年 4 月の保育園等の待機児童数とその後（平成 27 年 10 月時点）の状況について、公表しました。

平成 27 年 4 月の待機児童数は 23,167 人でしたが、年度途中で育児休業明け等により保育の申込みをしたものの入園できない数は、10 月時点で 22,148 人増加しました。この増加数と 4 月の待機児童数を足すと、45,315 人となり、平成 26 年 10 月と比較して 2,131 人増加したことになります。

4 月から 10 月の増加を年齢区分別でみると、3 歳未満児（0～2 歳）は 19,902 人から

41,715人(うち0歳児は3,266人から19,586人、うち1・2歳児は16,636人から22,129人)、3歳以上児が3,265人から3,600人であり、3歳未満児の待機児童数増加が顕著です。

詳細は別添資料をご確認ください。

◆第2回「待機児童問題等緊急対策特命チーム」開催◆

～緊急対策とりまとめに向けてヒアリングが実施される～

本ニュース冒頭の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」のとりまとめに先立って、平成28年3月24日、自民党は第2回目となる「待機児童問題等緊急対策特命チーム」(木村弥生委員長)の会合を開きました。

3月18日に初会合を開き、待機児童問題の解消へ向けて、3月末まで緊急対策をとりまとめて政府に提言するとして、第2回目は、待機児童が多くある地域の子育て中の母親、保育士、行政等のヒアリングが行われました。

ヒアリングの出席者は、以下の通りです。

待機児童問題等対策特命チーム 待機児童問題に関するヒアリング

すこやか諏訪保育園園長 奥村尚三氏

すこやか諏訪保育園主任保育士 大坪陽子氏

(一社)Stand for mothers 事務局長 大原康子氏

豊田尋子氏

大坪陽子主任保育士は、待機児童が多くある地域の保育士の立場から、

- ・20年以上前から慢性的な保育士不足の傾向があったこと
 - ・保育メニューの多様化が進み、保育士資格にプラスαの専門性が必要となってきたこと
 - ・保育士が保護者とともに子どもを育てていくサポーターであることに自負と誇りを持っていること
 - ・現状の職員配置では、労働時間のほぼ全てを子どもと向き合うこととなるため、保育や行事の準備に充てる時間の確保が困難であること
 - ・保育の質を下げることなく、待機児童解消に繋がる取り組みを期待すること
- 等について、発言がありました。

※なお、奥村尚三氏は、全国保育協議会 副会長。

◆春の全国交通安全運動が4月6日より始まります◆

～子どもに対する交通安全教育の推進を～

平成28年度の春の全国交通安全運動が、4月6日（水）～15日（金）の10日間にわたり実施されます。

今年度の全国交通安全運動推進要綱では、「保育所、幼稚園、小学校等における実施要領」として、「保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。さらに、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。」とされています。

なお本件は、保育所及び認定こども園を利用している児童及びその保護者に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等も含めた正しい交通ルールと交通マナー教育の実施について、厚労省から全保協会員施設への周知協力依頼があったものです。

詳細は、下記 URL からご確認ください。

内閣府ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>交通安全対策>もっと詳しく>交通安全普及啓発事業等

<http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/index-ke.html>

待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について

平成28年3月28日 厚生労働省

○ 待機児童解消までの緊急的な取組として、平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、以下の措置を実施する。

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等
 - 厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進
2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中)
3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中)
4. 「保活」の実態を調査
 - 保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査
5. 保育コンシエルジュの設置促進(IVの1参照)

II 規制の弾力化・人材確保等

1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進
 - 人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請
2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援
 - 「認可移行運営費支援事業」の補助要件である認可移行期限(5年間)を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援(運営費の一部及び改修費の補助)を行う

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充
 - 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化
 - 地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進
2. 改修費支援等の拡充
 - 小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシエルジュの設置促進
 - 待機児童が50人以上いる市区町村を中心に「保育コンシエルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング(利用者支援)の強化
2. 緊急的な一時預かり事業等の活用
 - 待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供
3. 広域的保育所等利用事業の促進
 - 隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を送迎バスを活用し促進
4. 地域の中での円滑な整備促進
 - 保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備(コーディネート等)を促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急 対策体制の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等 【平成28年4月開催予定】

- 厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町(H27.4.1現在 62市区町)の長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議(待機児童が100人以上の市区町の部局長を招集)を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進する。

2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付 【平成28年3月22日から実施中】

- 自治体における子ども・子育て支援新制度施行後の待機児童対策の現状等について、専用アドレスを設置し、優良事例・課題・国への要望等を随時受付する。

3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集

【平成28年3月22日から実施中】

- 厚生労働省ホームページによる、保育に関する国民からのご意見を募集する。
- 「保活」(子どもを保育園に入れるために保護者が行う活動)について、国民からのご意見もあわせて募集する。

4. 「保活」の実態を調査 【平成28年4月実施予定】

- 「保活」についての具体的状況、保護者の負担等を把握し、より保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査する。

5. 保育コンシェルジュの設置促進(Ⅳの1参照)

Ⅱ 規制の弾力化・人材確保等

【受入れ強化】

1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進

- 人員配置や面積基準について、国の定める基準を上回る基準を設定している市区町村において、国の基準を上回る部分を活用して、一人でも多くの児童を受け入れるよう、市区町村に対して要請する。

2. 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

- 自治体が単独事業として支援する認可外保育施設が、認可保育園等への移行計画を作成した場合に運営費を補助する。その際、現行の認可化移行運営費支援事業の補助要件である認可化移行期限(5年間)を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援(運営費の一部及び改修費の補助)を行う。この措置を通じ、結果として利用者の保育料軽減につなげる。

3. 認可基準を満たす施設の積極的認可

- 「客観的な認可基準を満たした場合には、認可権者である自治体は認可しなければならない」とされている新制度の基本的考え方を、待機児童のいる自治体に対して徹底する。特に、待機児童がいて、事業者の参入意欲があるにも関わらず、積極的に認可をしない自治体の運用については、是正を要請する。これにより、意欲のある事業者の積極的な参入を支援する。

<是正を要する事例>

- ・ 市区町村の整備計画を上回って保育ニーズが増大しているにも関わらず、既に定めた計画以上に認可をしない事例。
- ・ 認可の条件として法人の実績や職員の経験年数等を必要以上に求め、新規参入を事実上困難にしている事例。
- ・ 既存の保育園への強い配慮や将来の人口減を理由に認可に消極的な事例。
- ・ 保育園等を認可する審議会を4月開園に向けた年度単位に向けた年度単位のみの運用とし、年度途中の認可が行われない事例。

II 規制の弾力化・人材確保等

4. 小規模保育園等の卒園児の円滑移行

- 小規模保育園等の卒園児の3歳以降の入園が円滑にできるよう、連携施設の設定に市区町村が積極的に取り組むよう促す。
- 市区町村が丁寧な利用調整を行うことにより、円滑な入園を推進する。
- 例外として認められている3歳児以降の継続入園をしやすいことも考慮し、19人以下で定員設定されている小規模保育事業について、定員弾力化により、19人を超えた受入れの拡大(22人まで)を推進する。
(人員基準や面積基準は満たすことが必要)

5. 幼稚園の預かり保育への支援強化

- 幼稚園における長時間の預かり保育事業についての支援強化を、内閣府、文部科学省とともに検討する。

6. 定員超過入園の柔軟な実施

- 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

【人材確保】

7. 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

- 土曜日の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善等に資するため、近隣の保育園等が連携し、1か所の保育園等で共同保育することが、公定価格の減額なく可能であることを明確化する。

8. 保育人材の資質向上・キャリアアップのため、以下の研修を推進

- 保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修
- 新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修
- 保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修
- 保育園等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

II 規制の弾力化・人材確保等

9. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

- 保育士が本来の保育業務により多くの時間を割くことができるよう、保育士の業務負担軽減につながるICT化を推進する。

10. 保育補助者雇い上げ支援等の推進

- 保育士の業務負担を軽減し、離職防止等に資するよう、保育補助者雇い上げ支援等の活用の推進など、平成27年度補正予算・平成28年度当初予算により事業化する。

11. 短時間正社員制度の推進等

- 子育て中の保育士等が復職しやすくなる環境を整えるため、多様な働き方を可能とする短時間正社員制度の活用を推進するなど、短時間勤務の保育士の処遇改善を進める。
- 保育士が常勤であることを地方単独措置の条件とする等、短時間勤務の保育士の活用をしていない自治体について、短時間正社員制度の活用等、短時間勤務の保育士の活用を促す。
- 妊娠・出産を契機に離職することが多い保育士の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業取得の推進を促す。

12. 保育士の子どもの優先入園

- 未就学児をもつ保育士の子どもの優先入園を推進する。
- その際、市区町村の圏域を超えて就職する保育士がいることにも配慮し、都道府県が広域調整の役割を積極的に果たすよう促す。

13. 保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

- 4月から実施予定の、保育士配置の弾力化の特例措置について、円滑かつ着実な実施について周知徹底を図る。

Ⅲ 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

- ① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化
 - 資材費や労務費の高騰などを踏まえた、整備費の土地借料加算の引上げを行う。
 - 借地料は工事着工前から必要であるため、工事着工前の土地借料についても支援する。
 - 定期借地権契約により土地を確保することにより発生する、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対する支援を実施するため、整備費に新たな土地借料加算を設定する。
- ② 小学校の空き教室等の活用
 - 学校、公営住宅、公民館、公有地等の地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備を促進する。
 - 整備費に設けられた「地域の余裕スペース活用促進加算」の基準額を改善する。
- ③ 公園などの都市施設等を活用した保育園等の設置促進
 - 保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用推進加算」の対象として促進する。

2. 改修費支援等の拡充

- ① 地域のインフラ(空き家、空き教室など)を活用した一時預かりの推進など
 - 保育対策総合支援事業費補助金の1メニューである「保育環境改善等事業」を見直し、改修費支援を実施する。
- ② 改修費支援の拡充
 - 保育対策総合支援事業費補助金において実施している、小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費支援について、補助単価を引き上げるとともに、定員を増加する場合や老朽化に伴う修繕等についても補助対象とする。

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進

- 待機児童が50人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図る。
- 保育園等入園希望者への4月以降も継続した丁寧な相談を行い、小規模保育、一時預かり等多様なサービスにつなげるマッチングを実施する。
- 申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進する。
- 小規模保育園卒園時の保育園、幼稚園、認定こども園への円滑な入園のための利用調整を推進する。

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

- 待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業（地域密着型、訪問型を含む）を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスを提供する。その際、保護者の利用料負担が過大にならないよう配慮する。

3. 広域的保育所等利用事業の促進

- 隣接する市区町村のどちらかに空いている保育園等がある場合、市区町村の圏域を越えて保育園等の利用調整が可能なる場合、送迎バスを活用し市区町村の圏域を越えて保育園等の広域利用を支援する。
- 自宅から遠距離にある保育園等への通所を可能とするための送迎の実施について、現行の保育園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に加え、公費補助（国庫補助、地方単独補助）を受けている保育施設や保育の必要性の認定を受けた子どもを受け入れる幼稚園も対象施設として拡大する。

4. 地域の中での円滑な整備促進

- 保育園等の新規開設が地域の中で円滑に進むよう、平成27年度補正予算による防音壁設置対策を継続実施するほか、保育施設建設に対する地域住民等との円滑な合意形成を支援するため、環境整備（コーデイナー等）を促進する。

V 企業主導型保育事業の積極的展開

※企業主導型保育事業創設については、現在国会において法案審議中

1. 企業主導型保育事業の積極的展開

○ この4月から新たに創設されることが予定されている企業主導型保育事業（事業所内保育を主軸とした新規の保育事業）の積極的活用を図る。

その際、

- ・ 多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
 - ・ 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
 - ・ 地域枠も自由に設定できること
 - ・ 認可の小規模保育事業等に準じる運営費や施設整備費の支援が行われること
- など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を積極的に行う。（企業、地域の経済団体、大学等への周知、働きかけ）

2. マッチング機能の強化

○ 利用者の身近な地域での利用を可能としつつ、複数の企業で共同利用し合う形態を促進するため、企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能を強化するためのコーディネーターを配置する。

3. あわせて事業所内保育園の空き定員も有効活用

○ 上記の取組とあわせて、既存の事業所内保育園の空き定員活用により、速やかに受け皿を確保する。

4. 企業主導型保育事業のための保育人材確保

○ 企業主導型保育事業の保育の担い手確保のために、必要な人材研修（子育て支援員等）を積極的に実施する。

VI その他の取組

1. 保育所入所不承諾通知書の名称・様式の改定

- 通知書の名称や様式を改定する。また、通知書を送付する際には結果のみ告知するのではなく、様々な措置や支援について情報提供するとともに、利用者支援事業などを通じたきめ細かな支援に努めるよう促す。

2. 育休からの円滑な保育園利用への移行、企業への働きかけ

- 1歳児の待機児童が多いことに伴い、やむなく育休の早期切り上げによる0歳児入園を選択するといった状況を改めるため、保育園等整備を促進するとともに、柔軟な育休取得等出産して子育てと就労の両立がしやすい働き方を推進するとともに、保育園等に入園できなかつたことにより働くこととあきらめないよう、企業側への働きかけを行う。

報道関係者各位

平成 28 年 3 月 28 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長補佐 川岸 直樹 (内線 7923)

待機児童対策係長 久保 拓也 (内線 7929)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2542

平成 27 年 4 月の保育園等の待機児童数とその後 (平成 27 年 10 月時点) の状況について

厚生労働省ではこの度、平成27年4月1日の待機児童に関する年度途中(10月1日)時点での状況を取りまとめましたので公表します。

【ポイント】

○例年、4月以降も、年度途中に育児休業明け等による保育の申込みが行われるが、保育の受け皿拡大はその多くが4月に向けて行われ、年度途中には少ないため、申込みに対して入園できない数は増加する。

○平成27年4月の待機児童数は23,167人だったが、年度途中に育児休業明け等により保育の申込みをしたものの入園できない数は、10月時点で22,148人増加した。

○4月の待機児童数とその後の増加数を足すと、45,315人となり、平成26年10月と比較して2,131人増加した。

※平成26年は43,184人で、前年同月と比較し934人減少した。

平成25年は44,118人で、前年同月と比較し2,009人減少した。

※ 10月1日の数は、自治体ごとに保育園等入所手続き等が異なるため、参考値として集計している。全国的な待機児童数の動向は、毎年4月1日現在で把握している。

※ 「保育園等」は、特定教育・保育施設(保育園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園)、特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)(うち、2号・3号認定)の数値を含む。

都道府県・政令指定都市・中核市別 保育園等待機児童数 集約表

都道府県	待機児童数		年度途中の数		差引 10月-4月	政令指定都市 中核市	待機児童数		年度途中の数		差引 10月-4月
	H27.4.1 人	(参考)地方 単独保育施設 人	H27.10.1 人	(参考)地方 単独保育施設 人			H27.4.1 人	(参考)地方 単独保育施設 人	H27.10.1 人	(参考)地方 単独保育施設 人	
1 北海道	56	15	151	63	95	48 札幌市	69	30	678	24	609
2 青森県	0	224	68	171	68	49 仙台市	419	130	737	215	318
3 岩手県	119	22	534	0	415	50 さいたま市	95	615	369	813	274
4 宮城県	507	53	903	74	396	51 千葉市	0	16	384	171	384
5 秋田県	37	13	62	24	25	52 横浜市	8	926	292	1,454	284
6 山形県	0	23	115	72	115	53 川崎市	0	1,342	89	1,600	89
7 福島県	354	0	502	0	148	54 相模原市	0	218	64	226	64
8 茨城県	373	157	672	213	299	55 新潟市	0	0	0	0	0
9 栃木県	114	0	333	0	219	56 静岡市	141	17	328	100	187
10 群馬県	0	0	43	0	43	57 浜松市	407	153	707	247	300
11 埼玉県	900	473	1,969	801	1,069	58 名古屋市	0	0	146	0	146
12 千葉県	1,021	216	2,046	453	1,025	59 京都市	0	0	83	0	83
13 東京都	7,670	9,827	11,416	9,249	3,746	60 大阪市	217	0	511	0	294
14 神奈川県	596	168	1,435	277	839	61 堺市	54	19	273	34	219
15 新潟県	0	0	46	0	46	62 神戸市	13	0	225	0	212
16 富山県	0	0	0	0	0	63 岡山市	134	0	128	0	▲6
17 石川県	0	0	0	0	0	64 広島市	66	0	259	0	193
18 福井県	0	0	0	0	0	65 北九州市	0	0	139	0	139
19 山梨県	0	0	0	0	0	66 福岡市	61	0	295	0	234
20 長野県	0	0	0	0	0	67 熊本市	397	0	96	0	▲301
21 岐阜県	7	15	15	13	8	政令指定都市計	2,081	3,466	5,803	4,884	3,722
22 静岡県	232	128	500	260	268	68 旭川市	57	33	141	59	84
23 愛知県	165	298	419	339	254	69 函館市	0	0	0	0	0
24 三重県	98	0	412	0	314	70 青森市	0	0	69	0	69
25 滋賀県	346	0	789	0	443	71 盛岡市	9	0	198	0	189
26 京都府	6	4	158	21	152	72 秋田市	0	5	56	12	56
27 大阪府	599	81	1,734	152	1,135	73 郡山市	26	0	57	0	31
28 兵庫県	718	240	1,327	310	609	74 いわき市	21	0	40	0	19
29 奈良県	174	0	173	0	▲1	75 宇都宮市	136	0	281	0	145
30 和歌山県	15	0	63	0	48	76 前橋市	0	0	0	0	0
31 鳥取県	0	1	56	1	56	77 高崎市	0	0	0	0	0
32 島根県	46	10	148	9	102	78 川崎市	74	49	170	80	96
33 岡山県	79	24	111	27	32	79 越谷市	28	0	47	0	19
34 広島県	0	274	47	300	47	80 船橋市	625	100	722	106	97
35 山口県	71	19	207	28	136	81 柏市	0	8	83	48	83
36 徳島県	57	0	210	0	153	82 八王子市	144	50	260	59	116
37 香川県	0	0	14	0	14	83 横須賀市	21	0	41	0	20
38 愛媛県	24	0	33	0	9	84 富山市	0	0	0	0	0
39 高知県	4	4	20	57	16	85 金沢市	0	0	0	0	0
40 福岡県	665	1	1,162	0	497	86 長野市	0	0	0	0	0
41 佐賀県	11	0	72	0	61	87 岐阜市	0	0	0	0	0
42 長崎県	6	0	54	0	48	88 豊橋市	0	0	0	0	0
43 熊本県	262	45	457	52	195	89 豊田市	0	0	164	19	164
44 大分県	52	0	190	0	138	90 岡崎市	0	0	0	0	0
45 宮崎県	0	0	14	0	14	91 大津市	0	0	98	0	98
46 鹿児島県	158	0	330	0	172	92 高槻市	0	105	0	163	0
47 沖縄県	2,052	151	3,089	31	1,037	93 東大阪市	206	0	324	0	118
都道府県計	17,594	12,486	32,099	12,997	14,505	94 豊中市	253	90	385	94	132
						95 枚方市	36	0	122	0	86
						96 姫路市	67	0	240	0	173
						97 西宮市	76	0	334	0	258
						98 尼崎市	68	0	91	0	23
						99 奈良市	79	0	122	0	43
						100 和歌山市	3	0	152	0	149
						101 倉敷市	180	0	66	0	▲114
						102 福山市	0	0	0	0	0
						103 下関市	0	0	42	0	42
						104 高松市	129	0	393	0	264
						105 松山市	95	1	308	9	213
						106 高知市	43	2	134	3	91
						107 久留米市	33	0	125	0	92
						108 長崎市	36	0	127	0	91
						109 大分市	484	0	577	0	93
						110 宮崎市	0	0	111	0	111
						111 鹿児島市	24	0	442	0	418
						112 那覇市	539	10	891	10	352
						中核市計	3,492	453	7,413	662	3,921
						合計	23,167	16,405	45,315	18,543	22,148

注1:「保育園等」は、特定教育・保育施設(保育園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園)、特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)(うち、2号・3号認定)の数値を含む。
 注2:都道府県の数値には政令指定都市・中核市は含まず。
 注3:(参考)地方単独保育施設は、保育園の入所申込が提出され入所要件に該当しているが、地方公共団体の単独保育施設(いわゆる保育室)に入所しているため待機児童に含まれない児童数。
 注4:年度途中の数は、年度途中に利用申込をしたが、利用できていない数も含めた児童数。

平成27年4月1日時点で待機児童数50人以上の市区町村

	都道府県	市区町村	待機児童数 (H27.4.1)	年度途中の数 (H27.10.1)	増減		都道府県	市区町村	待機児童数 (H27.4.1)	年度途中の数 (H27.10.1)	増減
1	東京都	世田谷区	1,182	1,131	▲ 51	63	東京都	国立市	99	144	45
2	千葉県	船橋市	625	722	97	64	福島県	福島市	96	162	66
3	沖縄県	那覇市	539	891	352	65	沖縄県	南城市	96	167	71
4	大分県	大分市	484	577	93	66	埼玉県	さいたま市	95	369	274
5	宮城県	仙台市	419	737	318	67	愛媛県	松山市	95	308	213
6	静岡県	浜松市	407	707	300	68	熊本県	菊陽町	94	128	34
7	熊本県	熊本市	397	96	▲ 301	69	奈良県	橿原市	92	67	▲ 25
8	東京都	板橋区	378	413	35	70	大阪府	吹田市	90	171	81
9	千葉県	市川市	373	517	144	71	東京都	国分寺市	88	147	59
10	東京都	府中市	352	383	31	72	東京都	東久留米市	87	120	33
11	沖縄県	宜野湾市	350	479	129	73	福岡県	那珂川町	87	123	36
12	東京都	江戸川区	347	534	187	74	千葉県	市原市	84	173	89
13	東京都	足立区	322	468	146	75	神奈川県	藤沢市	83	153	70
14	東京都	調布市	296	446	150	76	宮城県	富谷町	79	95	16
15	沖縄県	沖縄市	296	356	60	77	奈良県	奈良市	79	122	43
16	東京都	目黒区	294	233	▲ 61	78	東京都	墨田区	76	230	154
17	大阪府	豊中市	253	385	132	79	兵庫県	西宮市	76	334	258
18	東京都	渋谷区	252	331	79	80	沖縄県	西原町	74	102	28
19	東京都	葛飾区	252	558	306	81	埼玉県	川越市	74	170	96
20	兵庫県	加古川市	252	178	▲ 74	82	千葉県	四街道市	72	119	47
21	埼玉県	川口市	221	387	166	83	東京都	文京区	69	124	55
22	大阪府	大阪市	217	511	294	84	北海道	札幌市	69	678	609
23	東京都	品川区	215	546	331	85	滋賀県	長浜市	68	92	24
24	東京都	豊島区	209	265	56	86	山口県	山口市	68	171	103
25	東京都	三鷹市	209	325	116	87	兵庫県	尼崎市	68	91	23
26	沖縄県	石垣市	206	179	▲ 27	88	鹿児島県	出水市	67	90	23
27	大阪府	東大阪市	206	324	118	89	兵庫県	姫路市	67	240	173
28	大阪府	茨木市	186	326	140	90	広島県	広島市	66	259	193
29	東京都	立川市	183	242	59	91	千葉県	木更津市	65	169	104
30	岡山県	倉敷市	180	66	▲ 114	92	福岡県	筑紫野市	63	99	36
31	東京都	小平市	178	191	13	93	埼玉県	三郷市	62	131	69
32	東京都	練馬区	176	303	127	94	福岡県	福岡市	61	295	234
33	東京都	狛江市	175	199	24	95	福岡県	太宰府市	60	105	45
34	東京都	中野区	172	252	80	96	沖縄県	読谷村	60	54	▲ 6
35	東京都	台東区	170	238	68	97	沖縄県	嘉手納町	60	77	17
36	東京都	新宿区	168	266	98	98	埼玉県	和光市	59	54	▲ 5
37	東京都	江東区	167	151	▲ 16	99	三重県	四日市市	59	124	65
38	東京都	小金井市	164	195	31	100	兵庫県	川西市	58	182	124
39	東京都	日野市	164	147	▲ 17	101	岡山県	総社市	58	50	▲ 8
40	東京都	北区	160	221	61	102	熊本県	益城町	58	108	50
41	茨城県	水戸市	158	175	17	103	北海道	旭川市	57	141	84
42	沖縄県	浦添市	157	201	44	104	静岡県	掛川市	56	65	9
43	兵庫県	明石市	156	281	125	105	千葉県	成田市	55	84	29
44	東京都	大田区	154	367	213	106	沖縄県	北谷町	54	65	11
45	東京都	町田市	153	414	261	107	大阪府	堺市	54	273	219
46	東京都	八王子市	144	260	116	108	栃木県	小山市	53	98	45
47	東京都	西東京市	143	180	37	109	大分県	中津市	52	123	71
48	静岡県	静岡市	141	328	187	110	東京都	昭島市	51	147	96
49	栃木県	宇都宮市	136	281	145	111	神奈川県	秦野市	51	82	31
50	岡山県	岡山市	134	128	▲ 6	112	滋賀県	彦根市	51	141	90
51	兵庫県	伊丹市	132	287	155	113	埼玉県	新座市	50	126	76
52	香川県	高松市	129	393	264	114	神奈川県	鎌倉市	50	70	20
53	福岡県	須恵町	128	115	▲ 13			50~99人 小計	3,615	8,012	4,397
54	東京都	武蔵野市	127	214	87			50人以上 合計	18,338	28,652	10,314
55	沖縄県	糸満市	127	220	93						
56	沖縄県	南風原町	127	216	89						
57	埼玉県	草加市	126	155	29						
58	東京都	中央区	119	287	168						
59	神奈川県	茅ヶ崎市	115	196	81						
60	沖縄県	うるま市	115	140	25						
61	茨城県	つくば市	104	196	92						
62	福岡県	春日市	102	130	28						
	100人以上	小計	14,723	20,640	5,917						

〈参考〉

1. 保育園待機児童数と年度途中の数の状況

	4月 待機児童数	年度途中の数 (10月)	4月から 10月の比較
平成22年	26,275人	48,356人	+22,081人
平成23年	25,556人	46,620人	+21,064人
平成24年	24,825人	46,127人	+21,302人
平成25年	22,741人	44,118人	+21,377人
平成26年	21,371人	43,184人	+21,813人
平成27年	23,167人	45,315人	+22,148人

(注) 「保育園等」は、特定教育・保育施設(保育園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園)、特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)(うち、2号・3号認定)の数値を含む。

2. 年齢区分別の待機児童数

	27年4月 待機児童数	27年10月 年度途中の数
3歳未満児(0~2歳)	19,902人	41,715人
うち0歳児	3,266人	19,586人
うち1・2歳児	16,636人	22,129人
3歳以上児	3,265人	3,600人
全年齢児計	23,167人	45,315人

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・全保協「公定価格試算表示システム」
平成 28 年度公定価格対応 ver. リリースのお知らせ…………… 1
- ・平成 28 年度「保育新制度セミナー」開催のお知らせ…………… 3
- ・第 3 回新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム開催
～地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（案）、
「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表（案）が示される～…………… 4

◆全保協「公定価格試算表示システム」 平成 28 年度公定価格対応 ver. リリースのお知らせ◆

全保協では、子ども・子育て支援新制度における「公定価格」に対応した給付（収入）額を試算するシステムを、全保協ホームページに公開しています。

この度、「平成 28 年度公定価格対応 ver.」をリリースいたしました。これは、平成 28 年 1 月 26 日に国の「子ども・子育て会議」で示された「平成 28 年度 公定価格単価表」に基づくものです。保育所・認定こども園・小規模保育事業の試算ができます。

新制度の施行から 1 年をむかえます。制度ならびに給付構造等のご理解とともに、今後の対応を図っていくためにも、本システムをご活用ください。

【公定価格試算システム ご利用の流れ】

- ①全保協ホームページで会員ログインをして、会員のコーナーから公定価格試算表示システムをクリック

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

The screenshot shows the website header with the logo '全国保育協議会' and contact information: '社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 〒100-0980 東京都千代田区豊が岡3-3-2 新豊が岡ビル TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509'. Below the header, there are several menu items: '保育所が知りたい', '全国協議会', '最新情報', and '会員のコーナー'. The '最新情報' section is highlighted, showing a news item: '平成28年度 研修会・大会等一覧はコチラ (平成28年3月18日現在)'. The '会員のコーナー' section contains links for '公定価格試算表示システム' and '制度・経費パンフレット'.

*会員ログインには、「ユーザID」と「パスワード」が必要です。ご不明な方は、下記を記入のうえ全保協事務局まで FAX・E-MAIL でお問い合わせください。

例) 件名: 全保協 ユーザID・パスワード問合せ

会員施設名

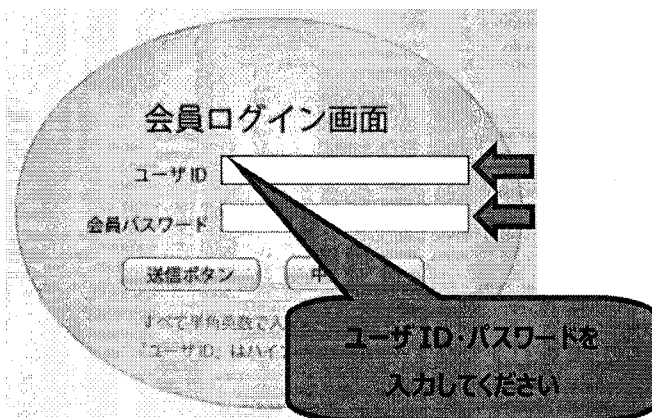
会員施設 TEL

会員施設 FAX

ご担当者名

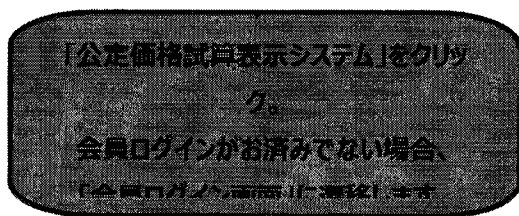
[全保協事務局]

FAX:03-3581-6509 zenhokyo@shakyo.or.jp



②会員のコーナー「公定価格試算表示システム」をクリック

会員のコーナー



公定価格試算表示システム ▶

子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく給付の試算は、こちらから。

平成28年度公定価格の試算

平成27年度公定価格の試算

新制度 施策パンフレット ▶

冊子「子ども・子育て支援新制度～社会と地域のニーズに応える取り組みの充実に向けて～」のダウンロードはこちら。

新制度「投書箱」 ▶

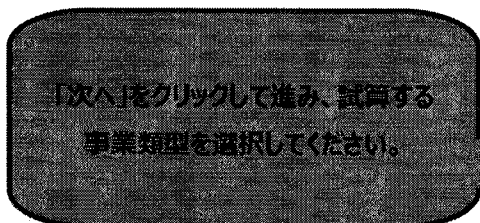
子ども・子育て支援新制度までのお問い合わせはこちら。

③公定価格試算表示システム トップ画面が表示されます。「次へ」をクリックして進んでください。



子ども・子育て支援新制度 公定価格試算表示システム

(平成28年度公定価格Ver.3.0.0)



全国保育協議会

次へ

本システムは、子ども・子育て会議(第27回)[平成28年1月26日]で示された内容に基づいています。

◆平成 28 年度「保育新制度セミナー」開催のお知らせ◆ ～28 年 6 月全国 4 会場で実施、子ども・子育て支援新制度とともに社会 福祉法人改革の動向をとらえる～

全国保育協議会では、子ども・子育て支援新制度施行のもと、今後の保育現場に求められる取り組みを解説するとともに、社会福祉法人改革の動向および求められる対応について理解するために、「保育新制度セミナー」を全国 4 会場で実施いたします。

開催要項は、会報「ぜんほきょう」4 月号に同封して、全ての会員にお送りします(4 月中旬頃お届け予定)が、全保協ホームページにも 3 月 31 日から掲載しておりますので、開催内容等ご確認の上お申込みください。

※詳細は別添及び本会ホームページ「研修会・大会等案内」に掲載している開催要項をご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

1. 日程・会場

開催地	日程	会場	申込締切日
盛岡会場	平成 28 年 6 月 29 日 (水)	ホテルメトロポリタン盛岡 (岩手県盛岡市)	6 月 15 日 (水)
横浜会場	平成 28 年 6 月 3 日 (金)	新横浜プリンスホテル (神奈川県横浜市)	5 月 20 日 (金)
名古屋会場	平成 28 年 6 月 6 日 (月)	ホテルメルパルク名古屋 (愛知県名古屋市)	5 月 23 日 (月)
福岡会場	平成 28 年 6 月 20 日 (月)	ANA クラウンプラザ福岡 (福岡県福岡市)	5 月 30 日 (月)

定員：各 400 名 (※申込締切日前でも、定員に達し次第締切とさせていただきます。)

2. 参加費 5,000 円 (資料代込)

【本セミナーの特徴】

- ①「社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要及び改正によって必要な対応等を説明
- ②平成 27 年度「子ども・子育て支援新制度」施行を踏まえ、平成 28 年度以降、保育現場に求められる取り組みを説明
- ③公定価格の各種加算要件、職員配置、処遇改善等加算等、事業運営に係る項目や、平成 28 年度子ども・子育て関連予算について解説
- ④平成 28 年度公定価格に対応した、全国保育協議会会員向け「公定価格試算表示システム」の内容、利用のポイントを解説
- ⑤全国保育協議会の「社会福祉法人改革」・「子ども・子育て支援新制度」に向けた対応について報告

【お問い合わせ先】全国保育協議会事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503/FAX. 03-3581-6509 E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

◆第 3 回新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム開催◆

～地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（案）、「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表（案）が示される～

平成 28 年 3 月 24 日、厚生労働省は第 3 回「新たな福祉サービスのシステム等のあり方等検討プロジェクトチームを開催しました。

第 2 回の議論を踏まえ、地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（案）ならびに「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表（案）が示されました。

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（案）

ポイント

兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。

明確化する事項

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

①兼務可能な人員

○管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

②共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

○食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所等

【基準上規定がない設備】

○玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

③基準該当障害福祉サービス等が活用可能であること

ガイドライン（案）の中で、保育所については、人員配置基準上の「保育士」は、兼務可能な人員とはみなされていません。嘱託医・調理員は兼務可能な人員です。

工程表（案）では、31 年度までに第三者評価の受審率 100%を実現する工程が示されました。また、各分野の補助金により整備した施設を他の福祉施設に転用する場合に、補助金返還を要しないこととする要件の拡大や転用手続きの簡素化の検討を進め、関係省庁との調整を進める、とされています。

なお、本プロジェクトチームの検討開始時に、一部メディアが報道した「保育士・介護福祉士の資格統合」という方向性での議論ではありません。

当日の資料は、厚生労働省ホームページからご参照ください。

厚生労働省ホーム>報道・広報>報道発表資料> 2016 年 3 月>新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000117422.html>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」開催のお知らせ… 1
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」
が公表されました…………… 2
- ・平成28年度 全国社会福祉協議会人事異動のお知らせ（児童福祉部関係抜粋）… 4

◆平成28年度「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」開催のお知らせ◆

全国保育協議会では、子ども・子育てをめぐる今日的課題や、保育実践等において必要な保健・衛生に関する知識の理解につなげるとともに、家庭や関係機関との連携などについても学ぶために、「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」を実施いたします。

開催要項は、会報「ぜんほきょう」4月号に同封して、全ての会員にお送りします（4月中旬頃お届け予定）。

全保協ホームページにも3月31日から掲載しておりますので、開催内容等ご確認の上お申込みください。

※詳細は本会ホームページ「研修会・大会等案内」に掲載している開催要項をご参照ください。
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/eisei28/eisei28.pdf>

1. 期 日 平成28年6月17日（金）～18日（土）
2. 会 場 新横浜プリンスホテル シンフォニア（5階）
〒222-8533 神奈川県横浜市港北区新横浜3-4 Tel. 045-471-1111
※JR、横浜市営地下鉄「新横浜駅」より徒歩約4分
3. 参加費 会員…14,000円 / 会員でない方…19,000円（昼食・宿泊費は含みません）

4. 定員 500名

【本研修会の特色】

- 子ども・子育てをめぐる今日的課題への理解を深める
- 保健・衛生に関する最新の動向について理解を深める
- 家庭や関係機関との連携のあり方について学ぶ

【研修プログラム】

- 行政説明「子ども・子育て支援新制度を取り巻く状況等について」(仮題)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
- 「保育施設における感染症の基礎知識」
講師：三浦 義孝 氏 (みうら小児科 院長/日本保育園保健協議会 会長)
- 「アレルギーのある子どもへの対応～保育現場における実践から考える～」
講師：伊藤 節子 氏 (同志社女子大学 特任教授)
- 「配慮を必要とする子どもやその家庭への支援」
講師：帆足 暁子 氏 (世田谷子どもクリニック 副院長)
- 「乳幼児期の「食事」と「食育」の推進」
講師：師岡 章 氏 (白梅学園大学 教授)

◆「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が公表されました◆

平成28年3月31日、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会「最終取りまとめ(平成27年12月21日)」を踏まえ、内閣府、文部科学省、厚生労働省から「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が公表されました。

ガイドラインは、「事故防止のための取組み【施設・事業者向け】」、「事故防止のための取組み【地方自治体向け】」、「事故発生時の対応【施設・事業者向け、地方自治体共通】」の3種類です。

「事故防止のための取組み【施設・事業者向け】」では、重大事故が発生しやすい場面(睡眠中、プール活動・水遊び、食事中)ごとの注意事項や、事故防止のための研修等による体制づくりについて示されています。

「事故防止のための取組み【地方自治体向け】」は、地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備や、施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施についてです。

「事故発生時の対応【施設・事業者、地方自治体共通】」では、事故発生時の段階的な対応(事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施)について示されています。

「事故防止のための取組み【地方自治体向け】」、「事故発生時の対応【施設・事業者、地方自治体共通】」の目次を以下抜粋いたします。

各ガイドラインの詳細は、それぞれ別添の内容をご参照ください。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～

○目次

1 事故の発生防止（予防）のための取組み

- (1) 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等
- (2) 職員の資質の向上
- (3) 緊急時の対応体制の確認
- (4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携
- (5) 子どもや保護者への安全教育
- (6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト
- (7) 事故の発生防止のための体制整備

2 事故の再発防止のための取組み

- (1) 再発防止策の策定
- (2) 職員等への周知徹底

【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～

○目次

○ 事故発生時の段階的な対応

- (1) 事故発生直後の対応（応急処置及び状況把握）
 - (2) 事故直後以降の対応（関係者への連絡、地方自治体の支援による事故対応、教育・保育の継続等）
 - (3) 事故状況の記録
 - (4) 保護者等への対応
 - (5) 報道機関への対応
 - (6) 国、地方自治体への事故報告
 - (7) 明らかな危険要因への対応
 - (8) 事故後の検証
- (参考例：施設・事業者向け)
(参考例：地方自治体向け)
(参考資料の一覧)
(参考文献、地方自治体等の取組み例の一覧)

◆平成 28 年度人事異動のお知らせ(全国社会福祉協議会)

(児童福祉部関係抜粋 / 平成 28 年 4 月 1 日付)

新	氏名	旧
総務部長 国際部長兼任 中央福祉学院事務長事務取扱兼任	古 田 清 美	児童福祉部長
児童福祉部長	佐 甲 学	地域福祉部長 全国ボランティア・市民活動振興センター所長兼任
児童福祉部副部長	武 井 頼 子	出版部参事
民生部貸付事業推進室主幹	下 澤 秀 美	児童福祉部副部長
総務部管理室参事	佐 藤 充 弥	児童福祉部参事
法人振興部部員	樋 川 夏 未	児童福祉部部員 (全国乳児福祉協議会担当)
児童福祉部部員 (全国乳児福祉協議会担当)	秋 元 茉 莉	中央福祉人材センター部員
同 (全国保育協議会担当)	仁 木 隆 文	地域福祉部部員
同 (全国保育士会担当)	廣 野 桃 子	新規採用
児童福祉部付 (全国保育協議会担当)	青 柳 朱 実	社会福祉法人中央共同募金会より 出向

(児童福祉部関係抜粋 / 平成 28 年 3 月 31 日付)

新	氏名	旧
児童福祉部付解除	熊 谷 有 祐	児童福祉部付 (社会福祉法人中央共同募金会)
同	黒 石 優 人	同 (社会福祉法人夢工房)

*全国保育協議会・全国保育士会担当は、下記のとおりです。

今年度もよろしくお願ひします。

児童福祉部 部 長 佐甲 学

副 部 長 大元 格彦

【全国保育協議会担当】

部 員 山本 有作

出向職員 青柳 朱実

部 員 荒井 雄二

部 員 仁木 隆文

【全国保育士会担当】

参 事 今井 貴志

部 員 土谷 一貴

部 員 秋田 菜摘

部 員 廣野 桃子

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 社会福祉法等の一部を改正する法律案が衆議院で可決成立…………… 1

社会福祉法等の一部を改正する法律案が衆議院で可決成立

平成 28 年 3 月 31 日の衆議院本会議で、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が賛成多数で可決成立しました。本法案は平成 27 年の第 189 回国会に提出され、衆議院を通過するも、審議未了、継続審議扱いとなり会期をまたいだため、3 月 23 日の参議院本会議で可決した後、衆議院で再度審議されたものです。

法律において、平成 28 年 4 月 1 日から施行される以下の項目に関する政省令等が、今後、順次公布されていきます。また、平成 29 年 4 月 1 日から施行される項目に関しては、施行に係る課題について、4 月中に再開が見込まれる社会保障審議会福祉部会において、検討が進められる予定です。

平成 28 年 4 月 1 日からの主な改正事項

【事業運営の透明性の向上】

1. 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
2. 財務諸表、現況報告書、定款の公表に係る規定の整備

【財務規律の強化】

3. 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
4. 会計基準の省令への位置付け

【地域における公益的な取組を実施する責務】

5. 社会福祉事業又は公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

【行政の関与の在り方】

6. 所轄庁の変更

2 以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲

1 の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲

【社会福祉施設退職手当共済制度の見直し】

7. 社会福祉施設退職手当共済制度の見直し

・ 給付水準の見直し ・ 共済加入期間の合算制度の充実 ・ 公費助成の見直し

なお、法律の施行日等については、別添の「全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）：平成 28 年 1 月 20 日【抜粋】」に示されているので、ご参考ください。

全国厚生労働関係部長会議資料
(厚生分科会)

平成28年1月20日(水)
社会・援護局

社会福祉法等の一部を改正する法律案における施行日等

- H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し
 ○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4	○旧評議員会・旧理事会 - 決算、定款変更（所轄庁変更に関する事項）	○定款変更の認可（所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書の届出（～H28.6.30）	
	5	○旧評議員会・旧理事会 - 定款変更（H29.4.1施行に関する事項：新評議員の選任方法等） → H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任（任期はH29.4.1～）	○定款変更の認可（H29.4.1施行に関する事項）
H29	3	・現評議員の任期満了（H29.3.31）	
	4	・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
		○新理事会 - 決算、社会福祉充実計画、新役員案	
		○新評議員会 - 決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 - 新役員・会計監査人の選任→任期開始（現役員の任期満了）	
	6	○社会福祉充実計画の申請（～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）	○社会福祉充実計画の承認（申請後一定期間内に承認）
5			

※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会
 旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会
 新理事会：改正法案に基づく理事会
 旧理事会：現行法に基づく理事会